

# 第2期 高森町地域福祉プラン

地域福祉計画・地域福祉活動計画



平成 27 年 3 月

高森町・高森町社会福祉協議会

# 第2期 高森町地域福祉プラン

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 社会福祉法第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 自助・共助・公助の響きあいと、

### 創意工夫で安心安全の地域づくりのために

高森町では、「たすけあい・ささえあい・よろこびあう地域づくり」を実現するため、平成22年、多くの町民の皆さまのお力添えをいただき、地域福祉の指針とする町行政の「地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一本化した「高森町地域福祉プラン」を策定し、「安心・安全な地域づくり」を推進して参りました。

計画の策定から5年が経過し、計画の見直しにあたりまして、策定委員会、検討委員会、地区座談会を開催しました。

地域・委員会で出された課題を基にその解決策について話し合いを重ねていくことで、子どもから高齢者までの障がい者を含む、誰もが住み慣れた自然豊かな地域の中で交流し、暮らし続ける「自助・共助・公助の響きあいと、各種人材・各種機関の連携による一層の創意工夫で安心・安全な地域づくり」を平成27年度からの指針として「第2期高森町地域福祉プラン」が策定されました。

急速な少子高齢化、単身世帯の増加により、地域社会や家庭の様相は大きく変容しており、また、近年の経済情勢や雇用環境の厳しさも加わり、経済的困窮や孤立死などの問題、さらには虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における生活課題は多様化し拡大して、なお、3年前の九州北部豪雨災害、昨年末からの阿蘇山噴火に伴う火山灰の災害を受け、「災害時に命を守るのは、自力が7割・地域力が2割・行政などの専門機関が1割」という指摘が防災関係者から出ています。行政機能が麻痺する大規模災害では、個人個人と地域がどれだけ「備える力」を保持できるかが生死を左右する。という事例もありました。

このことから、有事の際の「自助」「共助」の重要度を認識したうえで、この度の高森町地域福祉プランの話し合いの中で、防災意識の向上と日頃からの地域の関係づくりや支えあいの体制づくりについても沢山の意見が出され、地区の実践目標として掲げられています。

こうしたことから、「自助・共助・公助の響きあいと、各種人材・各種機関の連携による一層の創意工夫で安心・安全の地域づくり」を町民の皆さまとの協働により進めながら、地域社会の中で暮らし続けることができる仕組みを築いていくとともに、計画を実現していくためには地域における住民同士の日常的な「ふれあい・ささえあい」と専門の事業者による「福祉サービス」に併せて、行政による地域住民と事業者が活躍できる「仕組みづくり」を推進するにあたり、住民・事業者・行政の役割分担と連携が重要です。

今後には、町民の皆さま・事業者の方々とより一層の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めて参りたいと思いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました高森町地域福祉計画・高森町地域福祉活動計画（高森町地域福祉プラン）の策定委員会委員の皆さまをはじめ、検討委員会、各地区の連絡会（自主防災会）のすべての皆さまに心からお礼申し上げます。

平成27年3月

高森町長

草村 大成

高森町社会福祉協議会会長

廣木 富八

# 第2期 高森町地域福祉プラン

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### もくじ

#### 第1章 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の目的	4
3. 関連計画との関係	5

#### 第2章 計画の前提と地域状況

1. 近年の高森町の状況	8
2. 地域の課題と今後（平成24年度住民福祉座談会から）	14
3. モデル地区ワークショップ（平成25年度）	18
4. 防災見守りマップ作成（平成26年度）	20
5. 第1期計画の評価	22
6. 第2期計画策定にあたって計画課題の整理	24

#### 第3章 計画の理念と主要施策

1. 計画理念とその展開方法	28
2. 主要推進及び検討事項	30

#### 第4章 計画の柱の展開

#### 第5章 計画の進め方・評価

1. 計画の推進体制	56
2. 計画の進行管理	57
3. 計画の評価	58

# 第1章 計画の位置づけ

地域福祉推進の重要性

地域福祉計画

高森町が取り組む計画

地域福祉活動計画

高森町社会福祉協議会が取り組む計画

## ○地域福祉計画について（社会福祉法第107条 市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項（略）を一体的に定める「市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。



## ○地域福祉活動計画について（全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針）

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

# 1. 計画の位置づけ

高森町では平成15年3月に『高森町地域福祉計画』を策定した。

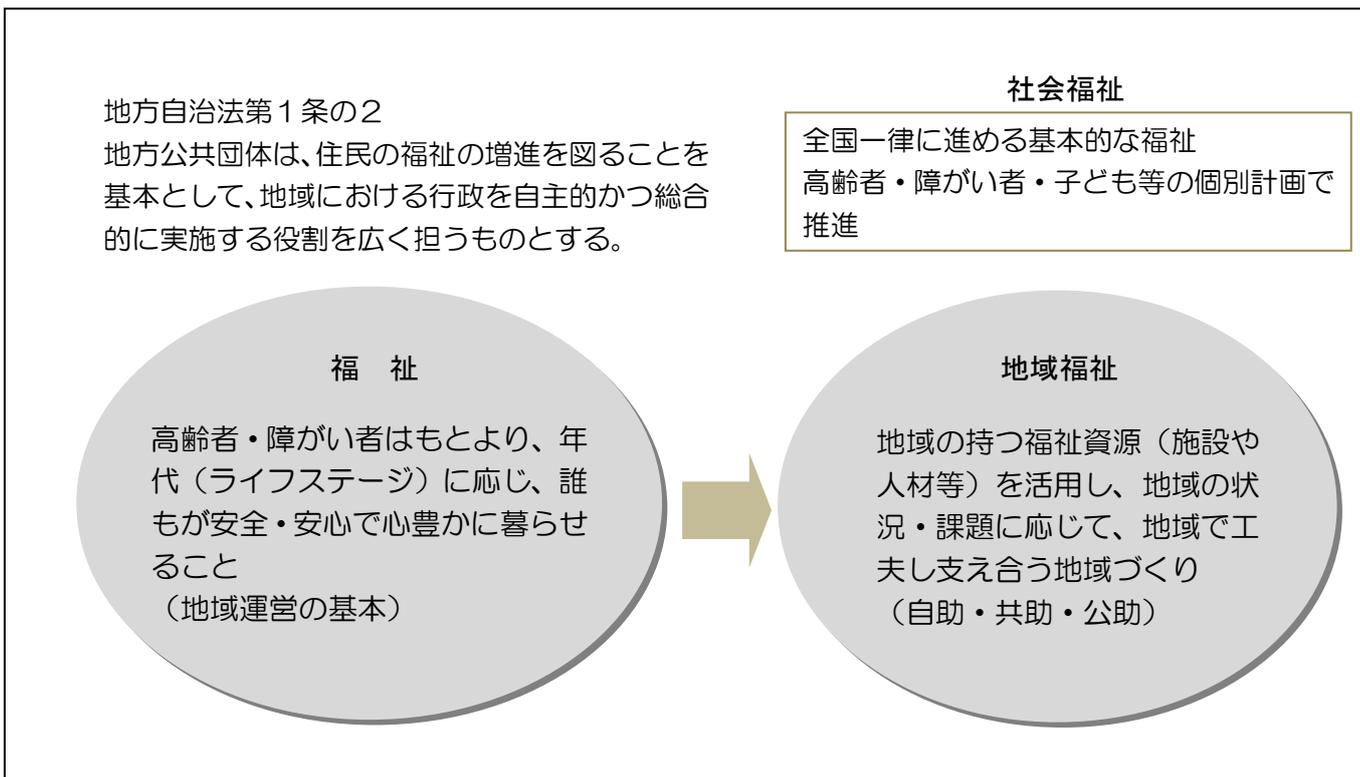
平成22年3月には、高森町と高森町社会福祉協議会が一体となって平成22年度～26年度の5年間の計画期間とする「高森町地域福祉プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定している。

計画策定から5年を経過し、社会状況・地域状況の変化を踏まえ計画の見直しを行う。

## ●地域福祉について

- ・全国一律な「社会福祉」に対し、地域福祉は「身近な暮らしの場」で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し地域で工夫して進める福祉のこと。
- ・赤ちゃんからお年寄りまですべての年代に関わるもの。
- ・自らや家族・親族による「自助」、地域での支え合いの「共助」、公的機関による「公助」のそれぞれの充実と相互補完を進めるものである。
- ・そのためには、公的な福祉制度と、地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出・社会参加・地域貢献、教育・文化、生活環境整備等の幅広い分野と関連付ける必要がある。

上記のため、行政・社会福祉協議会、福祉関連事業所・地域住民が相互に補い合うなかで、「地域福祉」を進めていくこと。



●地域福祉計画の役割

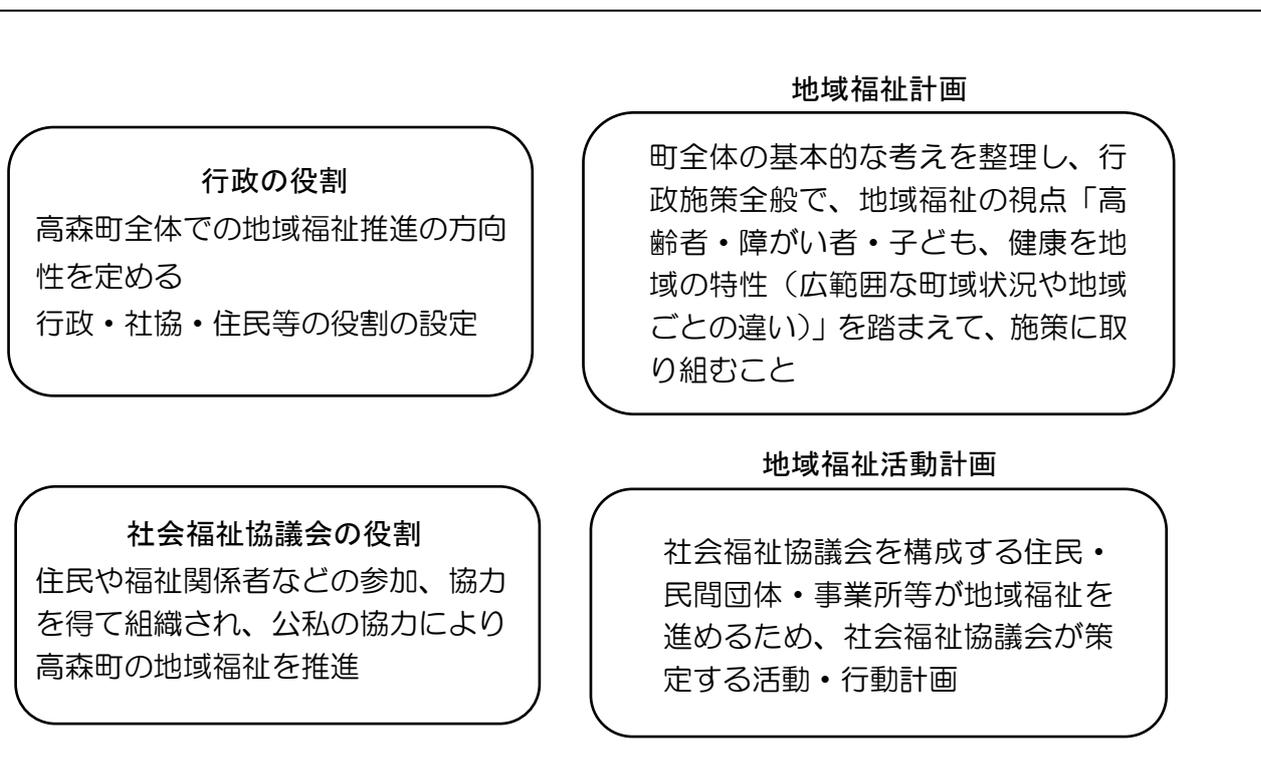
- 行政施策全般で、地域福祉の視点「高齢者・障がい者・子ども、健康を地域の特性を踏まえて取り組むこと」で組み立てる。
- 住民の支え合い活動や自主的な健康づくり等の基盤・環境づくりの計画。福祉の視点での総合計画（住民・町民団体・機関等とともに取り組む）となる。
- 住民自らの課題発見・解決策の工夫。また、福祉関連事業所・NPO等の地域人材と協働した取り組みにつなげる基本的な路線・枠組みの設定。

●地域福祉活動計画の役割

- 住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理する。

●一体的に策定

- 地域福祉を進めるにあたって、行政、社会福祉協議会が一体となってそれぞれの役割を発揮することが必要である。
- 第1期に引き続き地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体として策定し、相互の連携を図る。



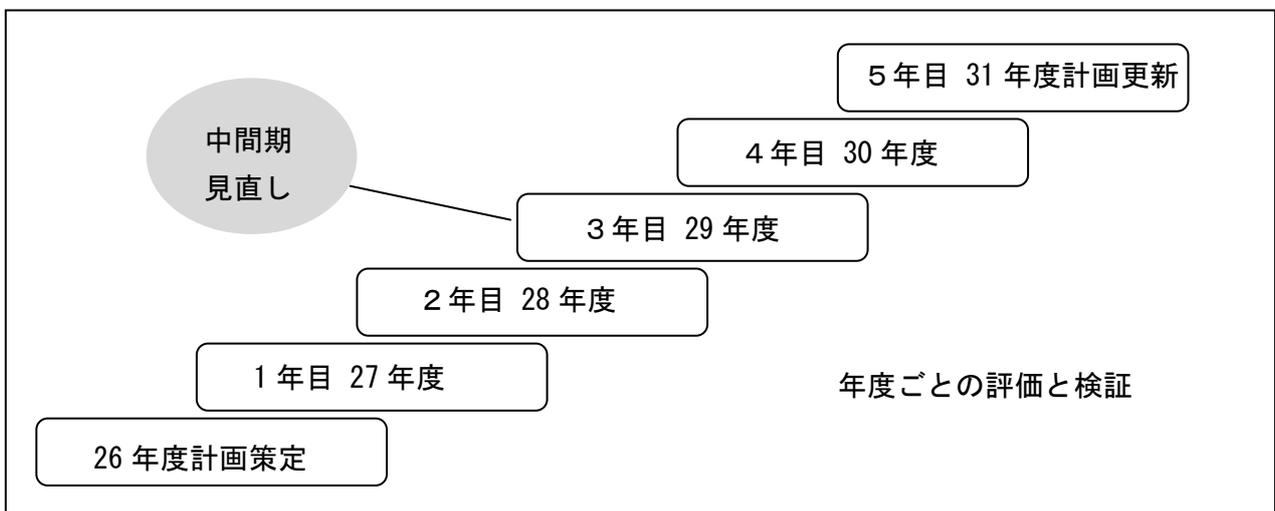
## 2. 計画の目的

### ●計画策定の目的

- 少子高齢化が一層進行するなか、ひとり暮らし高齢障がい者等の生活利便性の確保、近隣関係の希薄化等のなかでの孤立死や悪徳商法被害防止も以前にも増して重要になっている。
- 加えて、東日本大震災や九州北部豪雨災害などを踏まえ、災害に備えた避難や防災体制の整備も重要事項となっている。
- また、生活困窮をはじめ複合的な課題を抱える世帯・人への地域としての支え合いの進め方も課題となっている。
- さらに、地域によっては、人口減少だけでなく世帯数の減少も進行しており、地域や集落の維持そのものが課題となっている。
- なお、今後の高齢者人口の増加のなかで介護保険費用や高齢者医療費の増加が見込まれる。
- また、財政面からも介護や病気に極力ならない健康づくりや地域での取り組みが必要とされる。
- この様な状況を見据え、公的なサービスだけでなく、地域での支え合いや、地域の各種団体、民間事業所等の協力、参加のもとに、地域での安全安心な暮らしづくりを進めるためのものである。
- そのため、町全体での地域福祉の進め方、さらに行政、社会福祉協議会の役割をあきらかにする。

### ●計画期間

- 平成27年度を初年度とし平成31年度までの5年間の計画とする。



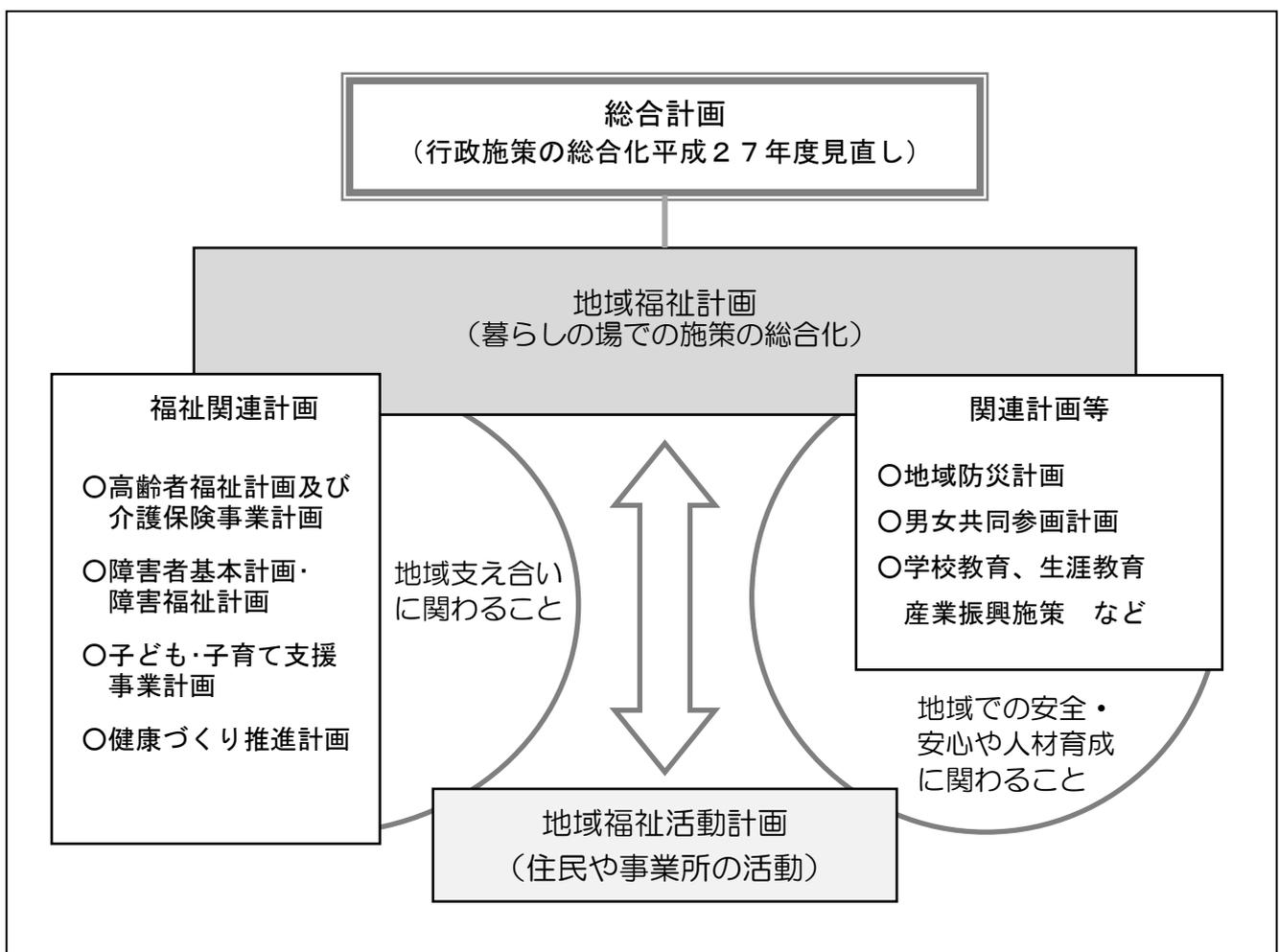
### 3. 関連計画との関係

#### ●関連計画との関係

- ・行政計画としては、福祉に関する総合的な計画の役割を持つことから、個別の福祉計画を地域の視点でつなぐ役割をもつ。
- ・また、住民生活の幅広い分野に関わることから、他の関連計画とも密接であり各種調整・連携を行う。

#### ●社会福祉協議会との一体的な取り組みへ

- ・さらに、民間の協議会である社会福祉協議会の活動計画と連動した計画となることで、社会福祉協議会の持つ地域住民に密接な関係をいかし、行政・社協のそれぞれの役割を相乗的に果たしていくものとする。



## 資料：近年の社会状況

- 日本全体での少子高齢化  
（団塊世代が今後、65歳以上の高齢者、さらに後期高齢者へと推移）
- 過疎化、山間部等での世帯減少  
（本町でも人口だけでなく世帯数の減少、さらに空き家・耕作放棄地等の増加）
- 老々介護、認々介護  
（認知症の人が家族の認知症の人を介護）
- 高齢者虐待、子どもの虐待
- 家庭内暴力（DV等）
- 公共交通機関の縮小、小規模小売店舗の減少、買い物難民
- 近隣関係の弱まり、地域コミュニティの希薄化
- 非正規雇用等での生活困窮の広がり
- 自殺の多さ、精神うつ等
- 大規模災害の多発
- 介護保険費用抑制の各種、制度改正

## 第2章 計画の前提と地域状況

第2期計画を策定するにあたって、地域状況を整理。

1. 近年の高森町の状況
2. 地域の課題と今後（平成24年度住民福祉座談会から）
3. モデル地区ワークショップ（平成25年度）
4. 防災見守りマップ作成（平成26年度）
5. 第1期計画の評価
6. 第2期計画策定にあたって計画課題の整理（第2章のまとめ）

### 熊本県健康寿命と平均寿命

	男性	女性
平均寿命	80.29歳 全国4位	86.98歳 全国4位
健康寿命	70.58歳 全国21位	73.84歳 全国21位
差	9.71歳 全国36位	13.14歳 全国35位



# 1. 近年の高森町の状況

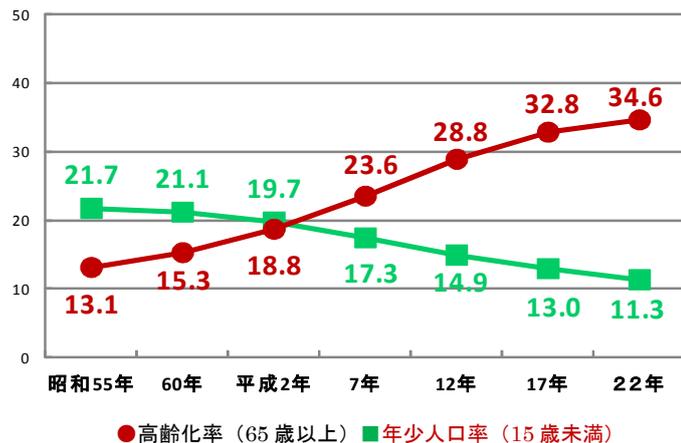
## ●人口の推移（国勢調査）

総人口の減少が続いている。

また、15歳未満の子どもは昭和55年の21.7%が平成22年で11.3%となっている。65歳以上の高齢者は13.1%が34.6%となっている。

		1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年
総数		8,806	8,531	8,069	7,703	7,300	7,081	6,716
0~14歳	実数	1,913	1,801	1,589	1,336	1,089	921	758
	割合	21.7%	21.1%	19.7%	17.3%	14.9%	13.0%	11.3%
15~64歳	実数	5,738	5,428	4,967	4,552	4,108	3,835	3,631
	割合	65.2%	63.6%	61.6%	59.1%	56.3%	54.2%	54.1%
65歳以上	実数	1,155	1,302	1,513	1,815	2,103	2,325	2,327
	割合	13.1%	15.3%	18.8%	23.6%	28.8%	32.8%	34.6%

これまでの高森町



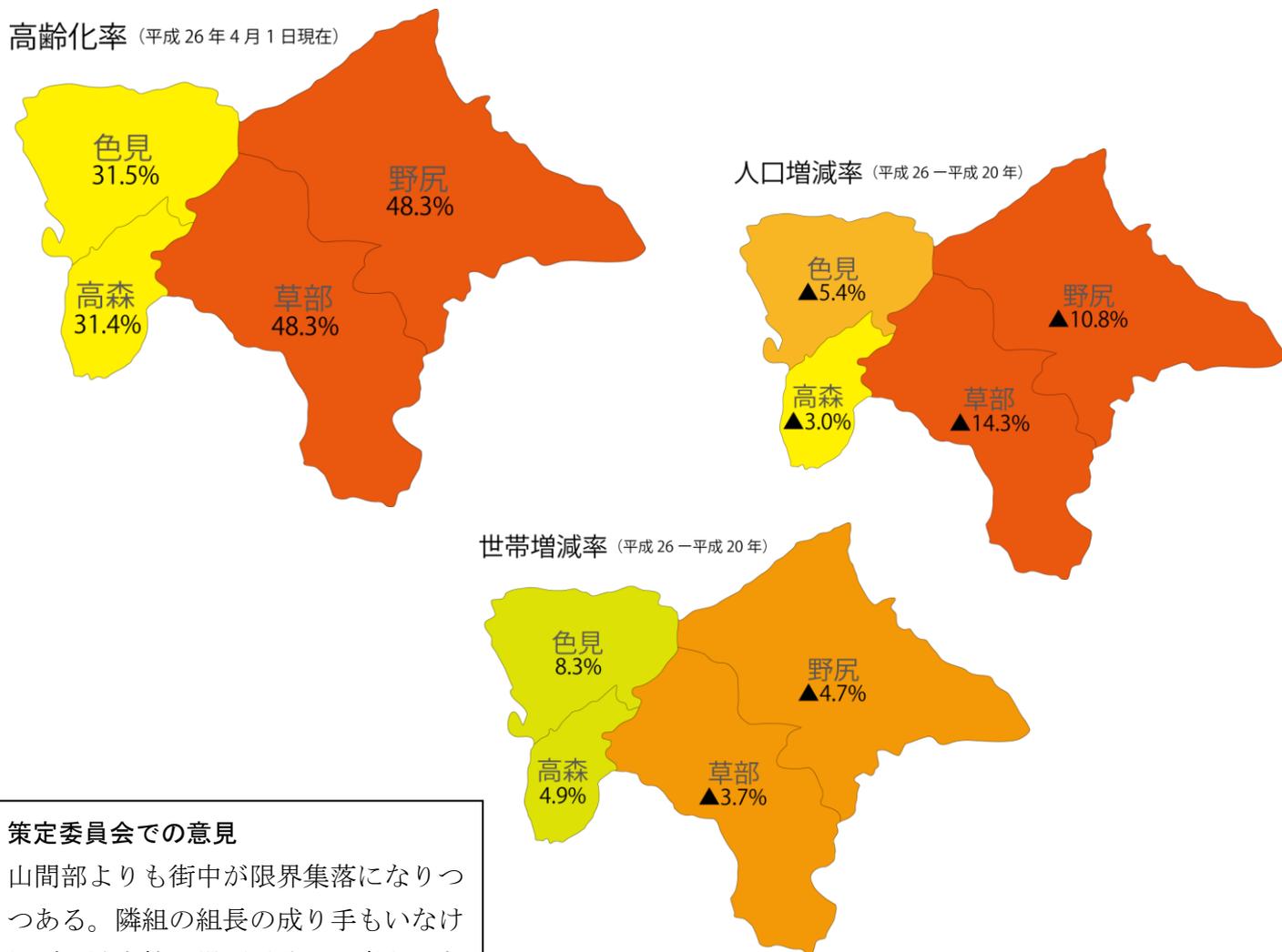
## ●高齢者世帯の状況（国勢調査）

高齢者世帯についてみると、単独世帯が町の全世帯の14.0%、夫婦のみ世帯が16.3%となっており、両方で30.3%と3世帯に1世帯近くなる。

	一般世帯数 A	65歳以上の親族のいる一般世帯									
		総数		単独世帯数		夫婦のみ世帯数		その他の世帯数			
		B	割合(%) B/A	C	割合(%) C/A C/B	D	割合(%) D/A D/B	E	割合(%) E/A E/B		
平成17年	2,522	1,513	60.0	334	13.2 22.1	411	16.3 27.2	768	30.5	50.8	
平成22年	2,514	1,495	59.5	352	14.0 23.5	409	16.3 27.4	734	29.2	49.1	

●地区別の状況（住民基本台帳）

地域別の高齢化率では野尻が48.5%、草部が42.2%と高くなっている。  
草部、野尻では人口の減少率も高いが、世帯数の減少も生じている。



策定委員会での意見  
山間部よりも街中が限界集落になりつつある。隣組の組長の成り手もいなければ、消火栓の場所が分かる者もない。

地区	平成 26 年 人口	平成 21 ~26 年 増減率	平成 26 年 世帯数	平成 21 ~26 年 増減率	高齡化 率	高齡者ひ とり暮らし 世帯 26 年	高齡者のみ の世帯 26 年	同左の計 世帯数	割合
高森計	4,107	▲ 3.0	1,665	4.9	31.4%	202	395	597	35.9%
色見計	1,286	▲ 5.4	498	8.3	31.5%	22	73	95	19.1%
草部計	908	▲ 14.3	369	▲ 3.7	48.3%	79	160	239	64.8%
野尻計	679	▲ 10.8	304	▲ 4.7	48.3%	71	113	184	60.5%
計	6,980	▲5.9	2,836	3.2	35.3%	374	741	1,115	39.3%

●行政区の状況（住民基本台帳）

行政区ごとの高齢化率をみると、草部、野尻では高齢化率が40%を超える行政区がほとんどとなっている。

また、高齢者のみの世帯が50%を超える地区も多くみられる。

人口・世帯数は住民基本台帳（4月1日時点）、高齢者世帯は民生委員調査による

地区	人口			世帯数			高齢化率 (%)		1人暮らし 高齢者世帯		高齢者の みの世帯		左2項目の 平成26年計	
	平成 20年	平成 26年	増減率	平成 20年	平成 26年	増減率	平成 20年	平成 26年	平成 20年	平成 26年	平成 20年	平成 26年	世帯数	割合 (%)
村山	350	336	▲ 4.0	125	133	6.4	33.4	37.8	13	14	14	23	37	27.8
上在	366	367	0.3	133	137	3.0	25.7	29.4	12	11	24	14	25	18.2
天神	174	157	▲ 9.8	81	81	0.0	33.9	34.4	13	11	25	28	39	48.1
上町	147	132	▲ 10.2	55	55	0.0	34.7	35.6	11	10	19	12	22	40.0
旭通	697	684	▲ 1.9	268	295	10.1	26.0	29.7	35	41	84	89	130	44.1
昭和	900	944	4.9	343	389	13.4	25.3	28.4	34	50	84	81	131	33.7
下町	554	530	▲ 4.3	215	222	3.3	27.1	31.3	26	22	48	34	56	25.2
横町	414	376	▲ 9.2	154	148	▲ 3.9	29.5	30.6	14	13	59	59	72	48.6
冬野	139	129	▲ 7.2	44	42	▲ 4.5	32.4	38.8	5	4	14	6	10	23.8
森	361	334	▲ 7.5	128	122	▲ 4.7	26.3	32.0	22	19	43	39	58	47.5
津留	134	118	▲ 11.9	41	41	0.0	36.6	37.3	2	7	10	10	17	41.5
<b>高森計</b>	<b>4,236</b>	<b>4,107</b>	<b>▲ 3.0</b>	<b>1,587</b>	<b>1,665</b>	<b>4.9</b>	<b>28.1</b>	<b>31.4</b>	<b>187</b>	<b>202</b>	<b>424</b>	<b>395</b>	<b>597</b>	<b>35.9</b>
洗川・大村	188	178	▲ 5.3	52	62	19.2	29.8	35.4	4	2	17	13	15	24.2
中原	176	148	▲ 15.9	57	56	▲ 1.8	32.4	34.5	8	3	8	12	15	26.8
前原	184	192	4.3	49	60	22.4	31.5	28.6	4	4	5	1	5	8.3
小倉原	135	112	▲ 17.0	53	47	▲ 11.3	25.9	25.9	3	2	14	1	3	6.4
色見1	262	207	▲ 21.0	73	67	▲ 8.2	32.4	36.7	2	2	26	23	25	37.3
色見2	415	449	8.2	176	206	17.0	23.6	29.2	8	9	14	23	32	15.5
<b>色見計</b>	<b>1,360</b>	<b>1,286</b>	<b>▲ 5.4</b>	<b>460</b>	<b>498</b>	<b>8.3</b>	<b>28.6</b>	<b>31.5</b>	<b>29</b>	<b>22</b>	<b>84</b>	<b>73</b>	<b>95</b>	<b>19.1</b>
草部	260	224	▲ 13.8	91	93	2.2	42.7	50.9	18	22	30	24	46	49.5
芹口	171	136	▲ 20.5	63	53	▲ 15.9	47.4	57.4	14	7	21	42	49	92.5
菅山	103	83	▲ 19.4	38	34	▲ 10.5	41.7	47.0	8	11	15	13	24	70.6
永野原	198	162	▲ 18.2	73	67	▲ 8.2	38.9	44.4	13	18	30	24	42	62.7
下切	65	64	▲ 1.5	23	24	4.3	43.1	46.9	1	3	12	12	15	62.5
中	120	115	▲ 4.2	39	46	17.9	36.7	42.6	11	9	15	15	24	52.2
矢津田	142	124	▲ 12.7	56	52	▲ 7.1	44.4	46.0	10	9	24	30	39	75.0
<b>草部計</b>	<b>1,059</b>	<b>908</b>	<b>▲ 14.3</b>	<b>383</b>	<b>369</b>	<b>▲ 3.7</b>	<b>42.2</b>	<b>48.3</b>	<b>75</b>	<b>79</b>	<b>147</b>	<b>160</b>	<b>239</b>	<b>64.8</b>
津留1	138	122	▲ 11.6	73	65	▲ 11.0	60.1	63.9	23	24	43	35	59	90.8
津留2	120	101	▲ 15.8	49	46	▲ 6.1	47.5	44.6	12	11	24	9	20	43.5
野尻1	85	71	▲ 16.5	39	39	0.0	52.9	53.5	5	9	22	15	24	61.5
野尻2	48	47	▲ 2.1	24	25	4.2	52.1	48.9	7	8	10	6	14	56.0
尾下1	86	75	▲ 12.8	35	29	▲ 17.1	43.0	37.3	6	6	16	12	18	62.1
尾下2	82	76	▲ 7.3	28	31	10.7	40.2	42.1	2	4	10	7	11	35.5
河原1	135	125	▲ 7.4	49	46	▲ 6.1	47.4	51.2	11	8	26	25	33	71.7
河原2	67	62	▲ 7.5	22	23	4.5	37.3	32.3	1	1	6	4	5	21.7
<b>野尻計</b>	<b>761</b>	<b>679</b>	<b>▲ 10.8</b>	<b>319</b>	<b>304</b>	<b>▲ 4.7</b>	<b>48.5</b>	<b>48.3</b>	<b>67</b>	<b>71</b>	<b>157</b>	<b>113</b>	<b>184</b>	<b>60.5</b>
高森町	7,416	6,980	▲ 5.9	2,749	2,836	3.2	32.3	35.3	358	374	812	741	1115	39.3

### ●障がいに関する状況

障害者手帳等の交付状況をみると、身体障がいについては近年 560 人から 580 人程度で推移しているが、精神・療育については増える傾向となっている。

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体障害者手帳	672	566	560	571	577	581
精神障害者手帳	10	17	17	18	16	21
療育手帳	74	72	77	80	82	82
計 (A)	756	655	654	669	675	684
総人口 (B)	7,414	7,278	7,194	7,164	7,157	7,066
A/B×100 (%)	10.2%	9.0%	9.1%	9.3%	9.4%	9.7%

出典： 熊本県社会福祉協議会便覧

※障がいの表記:制度的なものは「障害者手帳」などとし、それ以外は「障がい」としている

### ●生活保護の状況

生活保護世帯は増加しており、1,000 世帯当りの保護率も県平均に近くなってきている。

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
生活保護世帯	14	19	26	26	29	32
保護率‰	5.09	6.93	9.40	9.34	10.31	11.27
県平均保護率	9.58	10.70	12.05	13.00	13.92	—
町内世帯数	2,749	2,743	2,765	2,784	2,813	2,839

### ●認知症人数の推移 (要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上※)

※症状例：たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

平成25年度時点で認知症の症状のある人は 327 人となっており、65 歳以上人口の 13.5%と7～8人にひとりの割合となっている。また、年々多くなってきている。

年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
第1号被保険者 A(65歳以上)	271	290	325	327
第2号被保険者(40歳～64歳)	4	2	0	0
計	275	292	325	327
65歳以上人口 B	2,386	2,349	2,361	2,420
A/B×100	11.4	12.4	13.8	13.5

●介護認定状況

介護認定を受けている人は平成25年で497人となっており、65歳以上全体の20.4%にあたる。

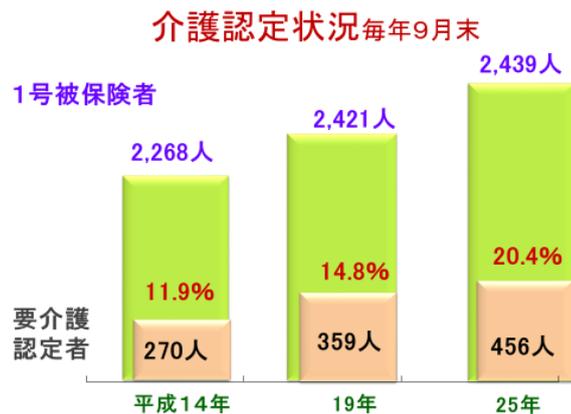
これは、逆にみると8割近くの人が介護認定を受けずに過ごされていることを示し、介護予防や健康維持をより進める必要性を示している。

年度		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第1号被保険者		2,421	2,396	2,414	2,382	2,359	2,395	2,439
要介護認定者数	要支援1	51	48	43	48	54	52	57
	要支援2	55	50	46	44	52	58	66
	要介護1	56	56	56	70	67	84	114
	要介護2	58	64	72	59	73	79	75
	要介護3	54	62	56	70	73	72	62
	要介護4	40	32	47	52	62	51	62
	要介護5	45	42	44	47	49	60	61
	計	359	354	364	390	430	456	497
認定率	高森町	14.8%	14.8%	15.1%	16.4%	18.2%	19.0%	20.4%
	熊本県	17.7%	17.9%	18.1%	18.8%	19.6%	20.0%	20.4%

出典： 熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者関係資料（各年9月末現在）

●介護保険料の推移

介護保険料は高齢化率が高いにもかかわらず県平均より低くなっている。しかし、年々上昇している。



	第2期 平成15～17年度	第3期 平成18～20年度	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度
高森町	3,400円	3,900円	3,900円	4,400円
熊本県	3,800円	4,412円	4,357円	5,138円
全国	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円

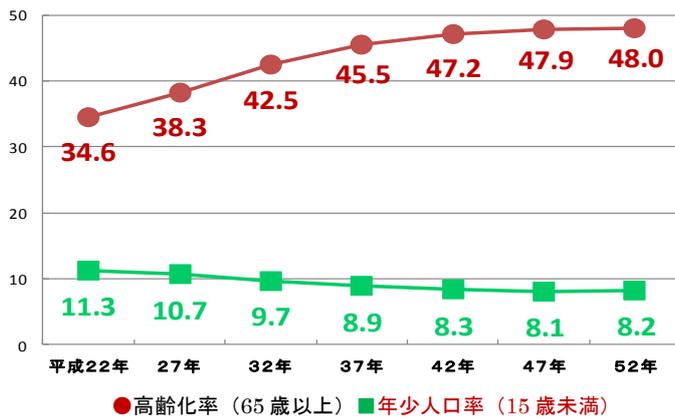
●将来人口推計

将来人口推計では総人口が減少するなかで高齢者割合は高くなっていくとされている。とくに、今後は75歳以上の割合が高くなっていく。

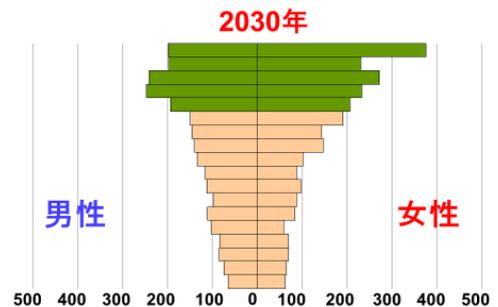
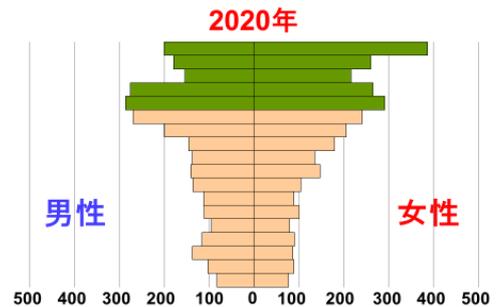
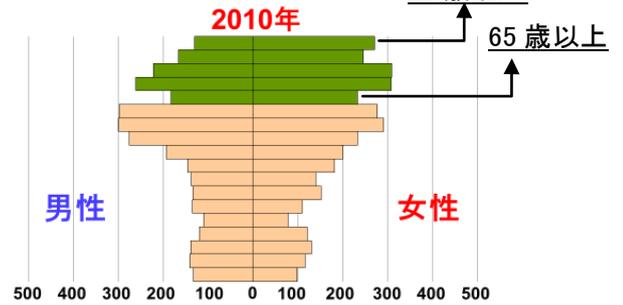
		2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
総数		6,716	6,334	5,927	5,501	5,075
0～14歳	実数	758	676	574	488	422
	割合	11.3%	10.7%	9.7%	8.9%	8.3%
65歳以上	実数	2,327	2,426	2,517	2,504	2,393
	割合	34.6%	38.3%	42.5%	45.5%	47.2%
75歳以上	実数	1,343	1,461	1,398	1,451	1,514
	割合	20.0%	23.1%	23.6%	26.4%	29.8%

国立社会保障・人口問題研究所資料（平成22年国勢調査をもとに推計）

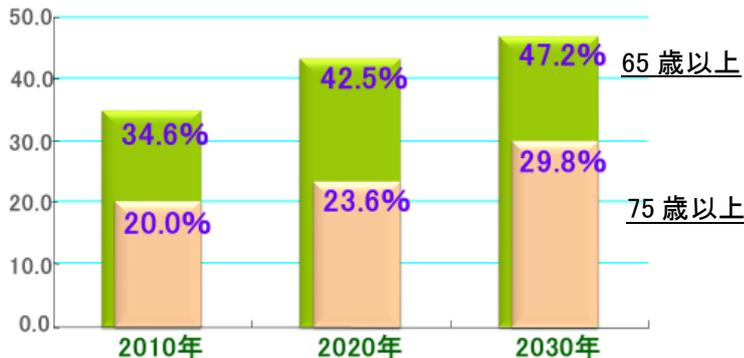
これからの高森町



高森町人口ピラミッド



総人口 6,716人 0.9倍 5,927人 0.8倍 5,075人  
 65歳以上 2,327人 1.1倍 2,517人 1.0倍 2,393人  
 75歳以上 1,343人 1.0倍 1,398人 1.1倍 1,514人



## 2. 地域の課題と今後（平成24年度住民福祉座談会から）

### ●地域の課題

平成24年度社会福祉協議会が行った福祉座談会では地区ごとに「地域の困りごと」を出し合った。

それをもとに、地域住民の生の声を拾いあげた。

#### 買い物のこと

購買物が困まる。店が無い。

道路幅が狭いので  
移動スーパ-の車も  
近くまで来ないので買物  
が不便

町民バスで町まで買物  
に行くが、帰りは荷物か  
あり、雨の日等はバス亭から  
家までけっこう距離があ  
るので大変です



#### 防災について

災害情報が聞こえ  
ない、下。大雨の音で  
緊急情報が伝わらない

消防団員  
新入団員の激減！！  
OBの活用を！！

隣組に消火栓  
はどこにあるか？

#### 認知症のこと

認知症の方の  
みまわり、対応が  
むずかしい。

あれがなくなった  
これがなくなった  
被害妄想の老人が  
多くなった

#### その他のこと

雪のけしてくる  
人がいない

冬が寒すぎる  
住めない

悪質商法の対策  
(高額商品、  
リフォーム等)

老人会への加入者が  
少く、どうも何にも  
増えにくい

#### 隣近所のこと

とまり近所の会話  
が少なくなった  
の地域の集りが悪い

1年に1回も  
会わない人も  
いる（地域交流が  
少なくなった）

別荘地世があり  
誰かが住んでい  
るか分からない

とまり近所（独り暮らし）の  
仲が悪く、回覧板も声も  
かけずに置いておく事。

隣り近所との出合いが  
ない。村中と歩いて  
人の気配がない。

人口減少や高齢化のなかで、高齢者のひとり暮らしの課題や、近隣関係が薄らいでいること、さらに防災や買い物の不便さ、空き家が増えていることなどが具体的にあげられている。



ひとり暮らしについて

一人暮らしで目も悪く、  
買い物に行つてはらばわたりとか  
なんとも助けられないかと思つた

一人暮らし、二人  
暮らし世帯の把握

一人暮らしの人に対して  
安否確認しから  
な面もある。

一人暮らし、二人暮らし宅、  
家の周り草が伸び  
ている(みとおしが  
悪くなっている)

年々一人暮らし世帯が  
増加してきている声がある。

一人暮らしの世帯が病室  
に多い。時の対応

一人暮らしの男性  
は食事片づか  
ない心配

一人暮らしである  
ため、できる  
事があり、ま  
つり方があり

空き家のこと

イベントに対して  
男性の参加が少  
ない。如何に村の  
関係が

空き家の増加が課題  
空き家が多くなり、  
一人暮らしの女性や老人が  
寂しいと思つている

個人情報等で  
他の方に色々聞け  
ない

民生委員等の役を  
引受ける人が少  
なくなっている

地区名: 栗部南

すてきにこと  
一人暮らしの世帯...  
一人暮らしの男性...  
一人暮らしの女性...  
一人暮らしの老人...

困りごと課題  
一人暮らしの世帯...  
一人暮らしの男性...  
一人暮らしの女性...  
一人暮らしの老人...

困りごと解決了了了— 栗部南自治会 (発表あり)

町内会の関係...  
民生委員...  
自治会の関係...  
町内会の関係...

町内会の関係...  
民生委員...  
自治会の関係...  
町内会の関係...

何ごと行政が  
解決するのが、ま  
つり前と思つている

●地域で考えたい取り組み（第2回ワークショップから）

平成24年度の2回目の座談会では、「地区で取り組みたいこと」や「福祉の話し合いを始めるために」について意見を出し合った。

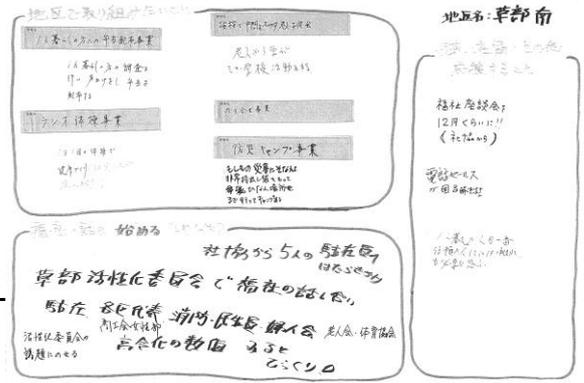
各地区で工夫されたアイデアが出された。



地区で取り組みたいこと

	事業名	内 容
旭通・昭和	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練（何組かごとに）おにぎり炊き出し</li> <li>・実際にやってみる。組ごとに避難集合。その後避難所へ</li> </ul>
	昭和・旭を美しく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半年に1回集まってはなしをする</li> <li>・新酒まつりや行楽シーズンの前などゴミ拾い</li> </ul>
横町・下町	各種団体集まろう会（横町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長、老人会、向上会、民生委員、体育協会、隣保班長、消防団、商工会員、食改を集めて話し合う</li> </ul>
	グラウンドゴルフで阿蘇望（あそぼー）会（初心者向）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年代関係なし</li> <li>・ひきこもりの人も対象</li> </ul>
草部南部	弁当配布事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの方の調査を行い、声かけとし、弁当を配布する</li> </ul>
	ラジオ体操事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1回の体操で健康づくり（防災無線で流してもらう）</li> </ul>
	挨拶で仲間をふやす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人、子ども会老人から学ぶミニ学校活動をする</li> </ul>
	のり合わせ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物など乗り合わせていく</li> </ul>
	防災キャンプ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備え非常持ち出し袋をもって避難場所まで行ってキャンプ</li> </ul>
草部北部	自然学校の有効活用	
	男の料理教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に2回（秋～春）、男女年齢問わず</li> </ul>
	カラオケ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回、自由参加、お年寄りの送迎</li> </ul>
	キャンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏祭りと同時開催、参加自由</li> </ul>
村山・上在	防災を考える会村山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の使い方等の防災訓練（老人・子供・女性を対象とした）</li> <li>・消火栓等、緊急時の対応訓練</li> </ul>
	有志の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厄入厄ばれの際、地域の有志にて集まる（飲み会）</li> <li>・子ども会の発足</li> </ul>
	地域活性を推進する村山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声かけ、見守り</li> <li>・いきいきサロンをもう少し広めたい男性の方の参加。若者と老人、子ども達との交流</li> </ul>
	飲ミニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館に卓球台が欲しい</li> <li>・老若男女を問わず参加できる飲み会の場</li> </ul>
尾下・河原	確認・連絡システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、ひとり暮らし、身障者の連絡システムをすみやかに確立する</li> </ul>
	各会合に参加してもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の話し合いでのことを継続したい</li> </ul>
	交通手段の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民バスの永久運行を運行回数を増やして</li> <li>・近所で支え合い高齢者の足となる</li> </ul>
津留（野尻）	各区に福祉協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の会、シルバーヘルパー、各消防団、駐在員の協力</li> <li>・トンカラリンと隣り組皆で協力し合うことが望ましいが、疎遠により隣に人がいない</li> <li>・機械化により、人手があまりいらず、隣の人を必要としない世の中になり、そのことが隣の人との間を薄くしていた</li> </ul>

福祉の話し合いを始めるために



旭通・昭和	<p>駐在員 → 代表者会議 → ネットワーク連絡へ</p> <p>代表者 → ゴミ拾いから (年1、2回) → 分別講習会</p> <p>昭和・旭通と合同 → 地域コミュニケーションとる → 防災訓練へ</p>	
横町・下町	<p>区の防災ネットワーク計画 (既存のネットワーク) で集う</p> <p>皆で顔合わせの為の連絡会</p>	<p>区長からの呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区長が先頭に呼びかけ</li> <li>あそび、趣味から始める</li> </ul>
草部南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協から5人の駐在員へ働きかけ</li> <li>草部活性化委員会で福祉の話し合い</li> <li>駐在、各区代表、消防、民生員、婦人会、老人会、体育協会 高齢化の数値みるとびっくり</li> <li>活性化委員会の議題にのせる</li> </ul>	
草部北部	草部北部ネットワーク連絡会	活性化委員会の設立
村山・上在	<p>区長さんからの呼びかけ (地区別に) 冬場の方が集まりやすい</p> <p>村山</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月に1回位区長、消防団、民生委員その他との会合</li> <li>行政、社協、その他との座談会をしたらどうかと思います</li> <li>顔見知りになること</li> </ul>	
尾下・河原	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域人達との話し合いの(場)をつくる</li> <li>地区のいろいろな団体又は住民が話し合う場をつくる</li> <li>駐在員を中心として地区の方々と福祉について話し合いをする</li> <li>尾下の場合、地域の人達と(若い人もお年寄りの人)ふれあう場がないので、まず、そういう場を作ることから始めないといけないと思う</li> <li>社協の方にも来て頂き、いろいろアドバイスをして頂く</li> </ul>	
津留(野尻)	<p>津留の詰所で話し合い → 社協に来てもらう → 話し合い</p> <p>↓ スライド</p> <p>代表者会議 ← 常会長、PTA 女性の会、消防団2、若い男女</p> <p>「福祉」ということにもっと関心を持ってもらう、特に若い人</p> <p>区長(駐在員) ↓ 常会長(小组)</p> <p>駐在員が呼びかけ人になり各団体の代表者会議をまず行う</p>	

### 3. モデル地区ワークショップ（平成25年度）

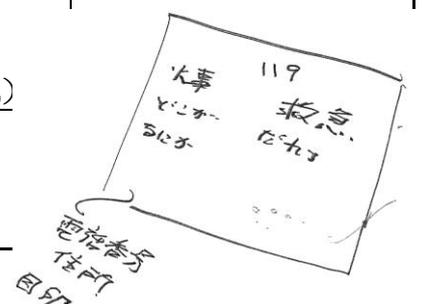
平成25年度に津留・横町の2地区で地域住民に幅広く呼びかけ座談会（ワークショップ）を行った。

#### ●津留地区（野尻）

地域で集まることが必要と考えられ、サロンなどの集まる機会を設けたいとされた。とくに平、仲江、宮園などのより小さな集りも話されている。また、防災や見守り活動についても話された。



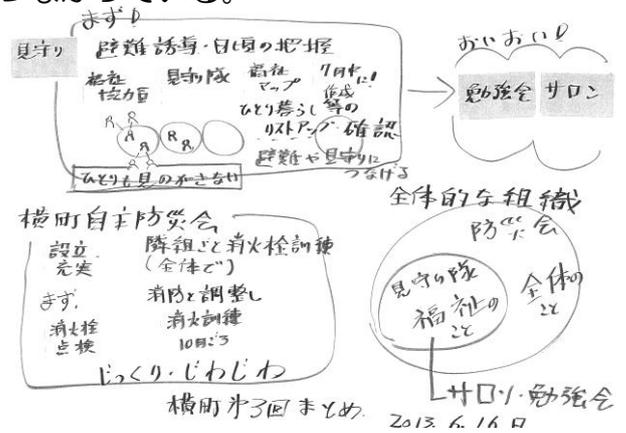
事業名	内容	行政・社協その他の応援
地区サロン事業 若い人達と話す会 子ども達とのふれあい	地区で集まることが少ないので集まる機会がほしい 誰でも集まる場所づくり→漬物の漬け方や料理の話。男性の参加の歓迎 年2回程子どもと遊ぶ。学校や保育園訪問 安否と健康。高齢者家の中より家の外へ。足腰動かし、腹の底から深呼吸 世代を超えて会話の機会を得たいです 現在、栃原組では春から秋まで草取り等ボランティアをやっているが、組を越えて取り組めたらと思う	サロンの応援 地区での話し合いの応援  月に1回は認知症の勉強会をしてもらいたい 老人が奮起出来る様な映画でも見せて下さい 人を集めるためには呼びかけを社協・役場をお願いしたい
男女料理教室	料理教室（女性）があったら参加したい	
ウラボリのつどい	茶話会の開催→場所探し（気軽に誰でも集まれる所）→お風呂（火・木・土）沸いている日に集まる。第2土曜日 連絡網を作る（安否確認）情報交換→まずはウラボリで集う（平・仲江・宮園）	
消火訓練・消火栓点検 連絡網・マップづくり	消火栓の設置場所の確認及び消火栓ポンプの使い方 消火器置き場を各家庭申し合わせておく（たとえば玄関等） 女性（昼間いる人だけ）の訓練 緊急連絡網及び防災マップの設置状況確認	消防団へ訓練計画 地域の防災訓練に消防団員が少ないのでOBの協力 地区での連絡表づくり もしもの時の消防への電話マニュアルを作ってもらいたい
安否確認事業・お手伝い	回覧板を持って行って一言かける 見守り・声かけ運動 ゴミ出しの手伝い（家の近くに出せたらいい） 移動方法 （誰が車を出してくれるか！⇒連絡網への追記）	
老人会の復活	会長や役は出来ないが何かは出来る→会長は作らず、みんなで役をする いつする？いまでしょう！	



●横町区

ひとり暮らし等への声かけを行う「見守り隊」、サロン、防災訓練など具体的に話し合われた。

横町ではその後、実際の取り組みにつながっている。



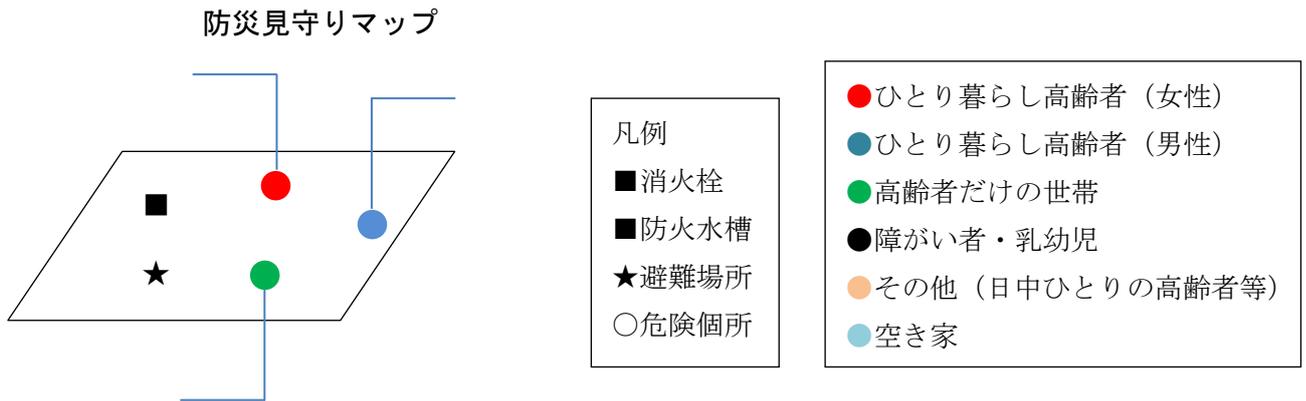
事業名	内容	行政・社協その他の応援
見守り隊事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らしに限らず、組ごとに連絡網を作ってはどうか。管理は組長さんをお願いする</li> <li>昔の様に深夜の夜回り復活できるか？夏の夜は良いが、寒い冬の夜は高齢者には無理があるので何か方法はないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り隊のジャンパー、腕章、帽子など</li> <li>認知症予防のための勉強会</li> </ul>
お元気でしたかサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>2ヶ月に1回程度のサロン活動（お花、編み物、手芸等を教えられたり、教えたり）</li> <li>年内で日程が決まっていると行きやすい。例えば、2月お花、4月編み物、6月手芸、10月料理、会食、カラオケ</li> <li>敬老会を必ず実行する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドゴルフ大会をして欲しい</li> <li>サロンの拡充</li> <li>保健師等による血圧測定、体力測定</li> </ul>
防災キャンプ事業 (地区防災訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回避難訓練を。非常持ち出し袋を持って避難場所（公民館）で1日暮らししてみる</li> <li>年に1、2回防火訓練をしてみる。消火栓の確認、消火器の使い方、防火水槽等水の確保</li> <li>防災マップを作成する</li> <li>消防署員に来てもらいAEDの訓練を</li> <li>各家庭で防災用品を揃える。懐中電灯、カセットコンロ、乾パン、水、トイレトーパーなど</li> <li>消火栓とホースのマップを基に使い方と消火訓練。</li> <li>非常時の炊き出し</li> <li>梅雨前に危険箇所確認の必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AEDの救命指導</li> <li>防災用品の支援（避難用リヤカーや折り畳み車いす等）</li> </ul>
防災各組連絡網	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡網の作成。各組の防災係（2～3人で助け合う）例1～3組をグループにする</li> </ul>	
横町をきれいにする会	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館掃除2週間に1回。空き缶ひろい等</li> <li>毎年梅雨前に町道の美化作業を</li> </ul>	
こしこ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子会をしよう</li> </ul>	

## 4. 防災見守りマップ作成（平成26年度）

平成26年度現在、自主防災組織の立ち上げが進められている。

それに合わせ「防災見守りマップ」の作成を行った。

地区の住宅地図をもとに、防災に関する情報をまとめるとともに、災害時に避難支援が必要なひとり暮らし高齢者や障がいのある人等を、地域住民で確認するものである。



### ●草部北部地区、南在区

地区内の集落に分かれ作成を行った。かつての災害の経験なども出され、防災と避難支援についての認識が深まった。



草部北部地区



南在区で作成されたマップ

●草部南部地区

大きく2地区に分かれ、緊急災害時と日常の課題とそれぞれの解決アイデアを話し合った。

防災マップを作成すること、さらに、「要援護者の日頃の様子を知っておく」ことなどのアイデアが出され、災害時避難のためにも日頃の見守りが必要なことも意見が出された。



永野原・下切区

いざ！という時の課題

- ・昼間、集落の若い人が勤めに出ていて家の人を守る事ができない
- ・避難所までの交通手段
- ・字下切が孤立する
- ・ライフラインの停止で困ることが考えられる
- ・一人暮らし高齢者宅の昼及び夜の災害時の対応を決めている

日常の課題

- ・若い方のひとり暮らしで、日頃仕事で夜勤があったりして地区の会合にも出席がなく、連絡ができず安否確認が難しい
- ・高齢者のみ世帯（ひとり、二人暮らし）が多い
- ・買い物が大変、バスが毎日来ない
- ・老人クラブの加入者が少ない
- ・病院、郵便局や農協まで遠い
- ・後継者不足、空き家が多い



解決アイデア

- ・防災会で地区課題の話し合い継続
- ・非常袋の持ち出しはお金、通帳、印鑑など入れてから
- ・非常時持ち出し袋、防災カード、世帯台帳、町で統一して準備する
- ・今後、日常の見守りも含めて、非常時の見守りについて自主防災会議でつめる（永野原地区）
- ・下切地区、大切畑地区防災マップ作りを行う

解決アイデア

- ・常日頃隣近所の人数の把握
- ・アスカ号に頻繁に来てもらう
- ・乗り合わせの仕組みを地域で作る
- ・月1回程度地域の集りの場を作る
- ・えがおの会サロン、乗り合せしている
- ・地域の良い所をアピール（自慢）する
- ・田舎に住みたい人を募って空き家を貸す



草部・芹口・菅山区

いざ！という時の課題

- ・車を運転しない人の避難できない
- ・前もって避難
- ・孤立するかもしれん
- ・防災袋。芹口は配布→みんな必要！

日常の課題

- ・車に乗らない人も多い
- ・買い物が大変
- ・バスの通行数が少ない。木郷、木崎、山の中、町民バス週2回
- ・70歳以上の人が青年
- ・男性のつどいの場が少ない



解決アイデア

- ・地区ごとに防災見守りマップをつくる
- ・駐在区ごとで話し合う
- ・地図を社協で用意

解決アイデア

- ・気持ちの持ち方を変える
- ・田舎の豊かさを楽しむ
- ・老人クラブの名前変える
- ・要援護者の人の日頃の様子を知っておく。まずはマップづくり
- ・防災委員の日頃の見守り実施中。全地域統一へ



## 5. 第1期の評価

第1期計画では、「たすけあい・ささえあい よろこびあう地域づくり」を基本理念に4つの基本目標を設定していた。

さらに、4つの基本目標ごとに取り組みの項目を設定し具体的な取り組みを定めていた。

第2期計画策定にあたって、これまでの取り組みを評価した。

取り組みの項目ごとに評価をみると、「ボランティア活動」、「権利擁護」などに関して評価点が低くなった。

また、「地域福祉リーダーの養成」と「地域のネットワークづくり、ケアマネジメントの充実」に今後の取り組みの検討が必要。

### 第1期計画の理念と 基本目標

たすけあい・ささえあい  
よろこびあう地域づくり

#### 基本目標 1

##### たすけあい・ささえあいのあるまちづくり

町民のさまざまな生活課題・生活要望に対応できる行政・民間の仕組みを、住民が「地域」を基盤として主体的・積極的に創っていくことをめざします。そうしたたすけあい・ささえあいのまちづくりのために、「あいさつ運動」を勧めたり地域の行事等の機会を活用して地域住民の交流を深めたり、また福祉教育を行ったりするなどの「心づくり」も進めていきます。

#### 基本目標 2

##### 「あなたが主役です」住みなれたまちづくり

子どもから高齢者まで、男性も女性も、また病気や障がいのある人もない人も、さらには国籍を超えて、すべての人が安心して快適な生活を送れ、「住みなれた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送れる」よう、相談体制・情報提供の充実、「福祉のまちづくり」、権利擁護の事業の充実を図ります。また、支援の必要な人を地域で見守っていく体制の確立に努めます。

#### 基本目標 3

##### だれもが尊重されるまちづくり

すべての人が、住みなれた地域で安心してその人らしい形で自立して生活できるよう、福祉サービスの質と量の確保を図り、必要とする人が良質なサービスを、適切に利用することができるまちづくりを進めます。

#### 基本目標 4

##### 未来をはぐくみ知恵を伝えるまちづくり

「地域ぐるみ」で子育てを支援していく仕組みづくりや、定年退職などによって地域で多くの時間を過ごせるようになった高齢者やいわゆる“壮年期”の方々の力・経験や知識を地域づくりにいかしていける仕組みづくり等の取り組みを進めます。

基本目標	項目	取り組み	評価点	
基本目標1 たすけあい・ささえあいのあるまちづくり	(1) たすけあい・ささえあいの土壌づくり	「あいさつ運動」の推進、自治会・小地域福祉活動への支援	4	7点/10点=70%
		小地域福祉活動の支援・促進 主体的な活動に向けた支援体制の充実	3	
	(2) 「福祉の心」づくり	福祉教育・福祉学習の推進、交流教育への支援	3	6点/10点=60%
		広報・啓発・普及活動の充実、交流機会の提供	3	
	(3) ボランティア活動、当事者活動の振興	活動情報の提供、活動拠点確保への支援	3	8点/15点=53%
		住民の抱えるニーズの把握、活動情報の提供 「ボランティアセンター」機能の充実 ボランティア活動プログラムの開発・実施 活動団体間の連携強化の促進	3	
地域福祉リーダーの養成	2			
基本目標2 「あなたが 主役です」住みなれたまちづくり	(1) 相談体制・情報提供の充実	きめ細やかな相談の充実 相談窓口の充実とネットワーク化の推進 相談員等の資質の向上のための支援 わかりやすい情報提供の推進	3	6点/10点=60%
		住民ニーズの把握と解決に向けた相談援助活動の充実・強化 相談員活動の周知、広報啓発活動の充実、「情報コーナー」の充実	3	
	(2) やさしい街づくりの推進	公共施設、道路等の整備の推進 商店等における高齢者・障がいのある人への配慮促進 安心・快適に暮らせる住まいの確保	4	7点/10点=70%
		福祉マップづくりの推進 外出を支援する仕組みの充実	3	
	(3) 要援護者見守り体制の確立	要援護者の把握と緊急支援体制の構築の推進 地域の見守り活動の推進 関係機関のネットワーク化の推進	3	6点/10点=60%
		住民の抱えるニーズや要援護者情報の把握 悪質商法被害・消費者トラブルの防止	3	
	(4) 権利擁護の強化	「成年後見制度」利用の支援・促進	2	8点/15点=53%
		権利行使の支援「地域福祉権利擁護センター」の周知・普及	3	
		虐待防止ネットワークの充実	3	
	基本目標3 だれもが尊重されるまちづくり	(1) 良質で適切なサービスの提供	サービス提供基盤の整備、福祉サービスの提供・充実 サービス情報提供の推進、サービス評価の促進 福祉人材の育成、苦情相談窓口の充実	4
在宅福祉サービスの推進、新たな福祉ニーズへの対応 福祉人材の育成			3	
地域のネットワークづくり、ケアマネジメントの充実			2	
基本目標4 未来をはぐくみ知恵を伝えるまちづくり	(1) 地域ぐるみで子育てをする仕組みづくり	ファミリーサポートセンター事業の検討、公園等の整備 地域での教育・学習活動の充実、防犯活動等の推進	4	7点/10点=70%
		親の相談相手づくりの機会の提供 子育てボランティアなどの育成、当事者サークル等への支援	3	
	(2) 高齢者等による地域づくり	生涯学習、趣味活動の充実、健康づくり・介護予防運動の推進、防犯活動の推進	3	7点/10点=70%
		「小地域福祉活動」の充実	4	

## 6. 第2期計画策定にあたって計画課題の整理（第2章のまとめ）

### ●計画の意義の広報と周知

- ・福祉プラン自体の広報を幅広く進め計画内容の理解・協力・参加を進めていくことが必要である。

### ●地区連絡会（自主防災会）の立ち上げと活動推進

- ・地区で自主防災をとりいれた地域で地域の課題を考える地区連絡会の立ち上げを進めている。その立ち上げと地域での支え合い活動への広がりが必要である。

### ●高齢化の進行に関して

- ・高齢化率が50%を超える地区があることや、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が3世帯に1世帯近いなど、見守り活動や生活支援の必要性が一層高まっている。
- ・とくに、生活支援については、介護保険制度の改正では、一部に有償の仕組みをいれた「住民参加型サービス」の推進があげられており、検討課題とされる。
- ・介護認定率は年々高くなっている。また、介護保険料も次第に上がっている。介護予防や健康づくりを、地域でのサロン活動などでより広げていくことが望まれる。

### ●山間部等での世帯減少や一層の高齢化への対応

- ・草部、野尻では高齢化率が50%近い。また、人口だけでなく世帯数も減少している。Iターン・Jターンの受け入れによる人口・世帯の減少への歯止めも必要となっている。
- ・また、交通利便性の確保、地域福祉の拠点機能整備など、地域での生活維持に向けた取り組みが必要とされる。

### ●安全の地域づくりに関して

- ・座談会でも、災害時の避難や防犯等への関心の高さがうかがえる。近年の大規模災害や平成24年の九州北部豪雨災害等を反映している。



九州北部豪雨災害（上色見）

- ・防災見守りマップ作成に取り掛かっており、今後各地区への浸透を進める必要がある。
- ・マップ作成をとおして要援護者の避難支援をはじめ日頃の見守り活動等への広がりが望まれる。

#### ●より一層の生活課題への対応

- ・生活困窮をはじめ複合的な課題を抱える世帯・人を地域で見逃すことなく、専門機関の相談につなげることなどが必要。
- ・上記の課題に対して行政・社協・専門機関の一層の連携による総合対応の充実が必要。
- ・高齢化の進行や認知症の人の増加などに対応した権利擁護・成年後見などの推進が求められている。

#### ●地域包括ケア※への地域福祉としての貢献

- ・在宅での介護を支える医療、介護、予防が連携するとともに、住まいの改修や多様な生活支援を進める地域包括ケア推進が課題とされている。
- ・地域福祉としても、本人の自覚を促すことや地域での多様な支援を進める役割が期待されている。

#### ●行政・社協・各種団体、福祉事業所等の一層の連携

- ・上記した課題に対して、行政・社協はもとより、地域人材や福祉事業所等が一層連携して解決にあたるのが計画の前提として位置づける必要がある。

#### ※地域包括ケア

介護の必要な人を在宅でも介護ができるよう、本人の自覚をもとに、公的サービスだけでなく地域での支え合い、さらに安心して住める住環境の整備。さらに医療・介護・予防の連携した取り組みを進めようとするもの。

資料：地区連絡会（自主防災会）設立状況

12 地区（17 行政区）

平成 26 年度末時点

地域	名称（行政区）
高森	横町 南在（冬野、森） 津留
色見	—
草部	草部 芹口 菅山 永野原 下切 草部北部（中、矢津田）
野尻	野尻（野尻 1、野尻 2） 尾下（尾下 1、尾下 2） 河原（河原 1、河原 2）

※このほか、自主防災会が、天神、洗川、前原区で設置されている

## 第3章 計画の理念と主要施策

第2章での地域状況から課題を整理し第2期での主要な取り組みを整理する。

1. 計画理念とその展開方法
2. 主要推進及び検討事項

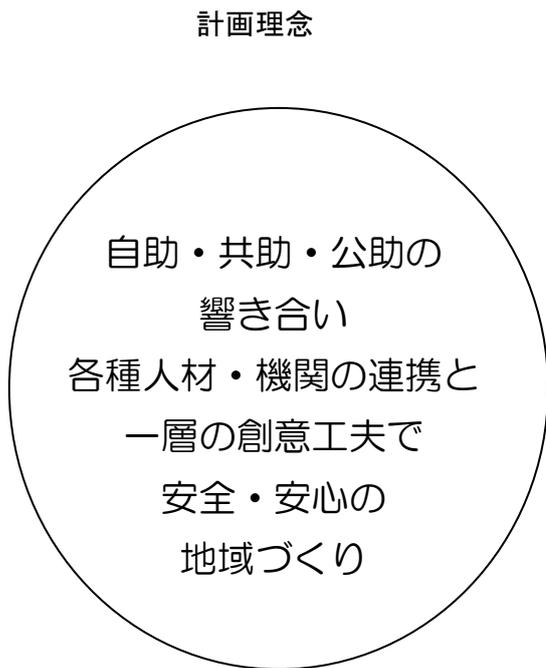
# 1. 計画理念とその展開方法

●計画理念

自助・共助・公助の響き合いと、各種人材・機関の連携による一層の創意工夫で安全・安心の地域づくりをめざす。

●計画の柱の設定

第2章での計画課題を踏まえ、5つの計画の柱を設定する。



区分			計画の柱
主として自助			1. 人づくり・意識づくり
	主として共助		2. 地域住民による地域支え合いの推進
			3. 連携による新しいサービス
		主として公助	4. 関係機関の一層の連携によるセーフティネット ※安全網、安全・安心のための取り組み・仕組みのこと
			5. 生活基盤の充実

●主要推進及び検討事項の設定

計画の柱に関連し、第2期でとくに取り組みが必要な事項を定める。

●計画の柱の展開項目の設定

計画の柱を進める展開項目を定める（第4章で記述）。

主要推進及び検討事項	計画の柱の展開項目
/	①啓発・広報 ②子どもの時からの福祉教育 ③生涯教育での福祉・健康づくり ④ボランティア活動の推進 ⑤災害ボランティアの育成 ⑥関係団体との連携（連絡会の開催） 
防災見守りマップから支え合い活動へ  地区連絡会活動の支援	①各地区連絡会の立ち上げと支援 ②防災見守りマップ作成 ③福祉座談会の開催 ④見守りネットワークの推進 ⑤サロンの推進 ⑥地域での防災・防犯
住民参加型生活支援 （多様な支え合いの仕組み検討）	①ファミリーサポートセンター ②介護支援サポーター ③住民参加型生活支援 ④地域子育て支援 ⑤障がい者（児）地域共生 ⑥地域での認知症対応
生活困窮等複合課題への総合対応	①総合相談・総合対応 ②地域包括ケアへの地域福祉としての貢献 ③権利擁護の推進
地域包括ケアへの地域福祉としての貢献	④災害時要援護支援 ⑤災害ボランティアセンター ⑥地域福祉推進委員会の設置
山間部等での生活支援と活性化	①地域の縁がわとなる拠点機能の充実 ②移動手段・買い物等の利便性確保 ③バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ④住宅改修 ⑤福祉コミュニティビジネス事業 ⑥福祉資源の充実、高齢者住宅の建設

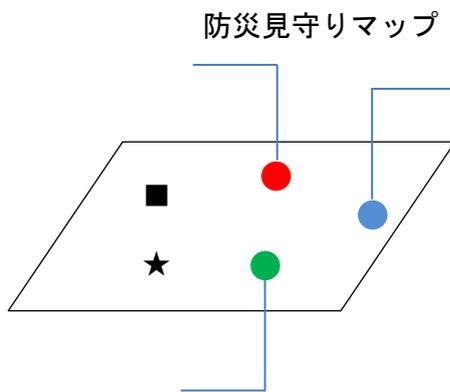
## 2. 主要推進及び検討事項

### ●地域住民による地域支え合いの推進に関して

#### ●防災見守りマップ等の作成から地域支え合い活動へ

地域の防犯・防災、さらに避難行動要支援者の把握などは、住民の関心事として高い。また、自主防災組織の充実も必要である。

そのため、防犯や防災に関する状況の整理と見守り対象者の把握のため、マップ作成を進めていく。



南在区でのマップ作成

凡例	●ひとり暮らし高齢者（女性）
■消火栓	●ひとり暮らし高齢者（男性）
■防火水槽	●高齢者だけの世帯
★避難場所	●障がい者・乳幼児
○危険個所	●その他（日中ひとりの高齢者等）
	●空き家

#### 策定委員会での意見

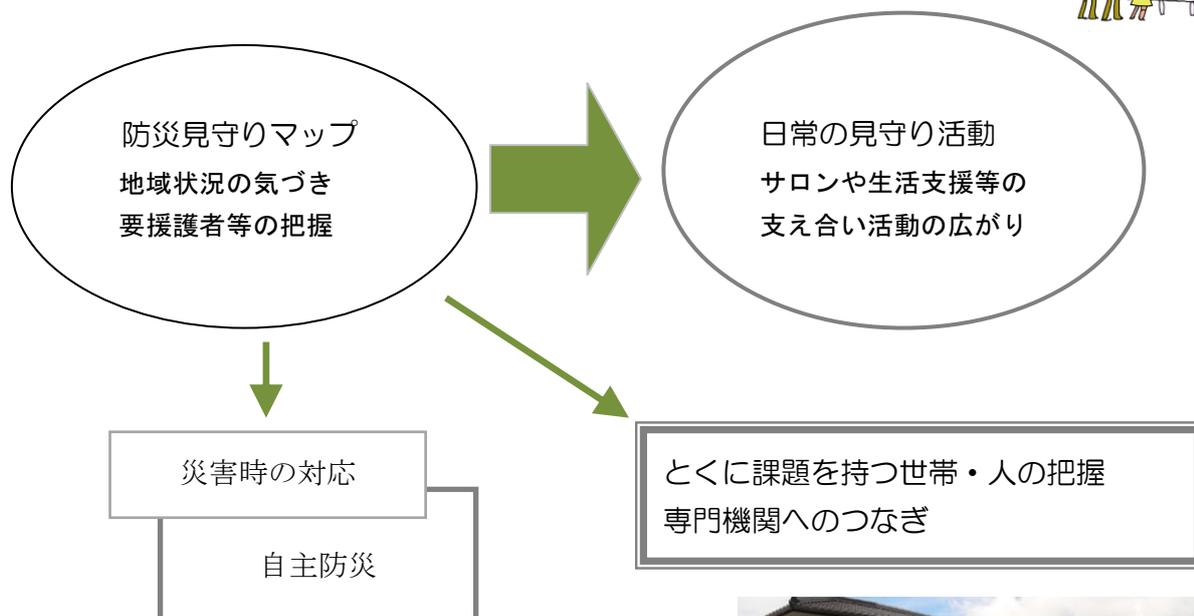
モデル地区ワークショップは非常に素晴らしいと思う。この活動が全地区で行われれば理想的だと思う。

防災見守りマップは非常に大切なものなので、しっかり作り込んで公民館や集会所など住民の集まる所に備えておけば役に立つ。

	行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
マップ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災活動の一環としての作成支援（総務課）</li> <li>要援護者の把握と情報収集のための活用（地域包括支援センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題への住民自身の気づきの取り組みとして支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成されたマップの保管と活用</li> </ul>

普通の見守り活動にとどまるだけでなく、専門的な支援の必要な人・世帯を掘り起し、専門機関につなげる必要がある。

さらに、専門機関と地域住民とでの支援の検討を行うなど、専門機関と地域ならでは支援体制の取り組みにつなげていく。



横町区での自主防災活動  
(見守り活動も実施)

**策定委員会での意見**  
 障がい者が対象の施設に関わっていますが、高齢者やお子さんでも困ったことがあればいつでも頼っていただきたいと思っております。この計画のなかにも『福祉事業を行う者が相互連携をとり』とありますので、緊急時などご利用いただければと思います。

	行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
支援活動	・災害時避難支援への活用	・地域支え合いの工夫へとつなげる 情報提供等の支援 (地域住民による地域ケア等)	・地域コミュニティ活動支援への活用

●福祉座談会の開催、連絡会の立ち上げ、地域支え合い活動の支援

身近な行政区等で地域住民ならでの支え合い活動を支援していく。

そのため、地区での福祉座談会を開催し、地域の困りごとの確認や地域でできる取り組みなどを話し合っていく。

区分	内容（例示）
地域での福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>座談会でスライドを使った地域支え合いの重要性や事例の学習</li> <li>地区役員会での定期的な福祉研修</li> </ul> 
見守りネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災見守りマップ作成</li> <li>ひとり暮らし高齢者等の日常の見守り（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）。声かけ（回覧板の手渡し）</li> <li>災害時要援護者避難支援など、マップや見守り台帳作成。関係者の連絡会議</li> <li>「気にかかる世帯・人」を専門機関につなぐ</li> </ul>
サロン活動公民館開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など</li> <li>安否の確認にもなり、なにより顔を合わせることが楽しみ</li> </ul>
交流活動 （既存の地域行事の工夫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合い活動の前提となる地区住民、世代間の顔合わせ、交流活動住民間の日ごろの顔合わせの機会、子ども会と老人会との交流等</li> </ul>
生活支援活動 （おたがいさま活動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動等のお手伝い。気軽に頼めて、過度なお返しにならない仕組みづくり</li> </ul>
防災・防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）。避難・炊き出し訓練</li> <li>危険個所の洗い出し（防災マップ作成）や隣保班ごとの避難方法の話し合いなど</li> </ul> 
健康づくり活動 福祉学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防、健康づくりに関する学習会の開催</li> <li>健康増進のための、軽スポーツなどの実施</li> <li>認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催</li> </ul>
福祉コミュニティビジネス （地域おこし活動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に活力がわくようなビジネス（経済活動）の取り組み</li> <li>地域再発見のなかで、地域の産物等の活用の検討</li> <li>高齢者の知恵や技術をいかした現金収入の工夫</li> </ul>

地域住民の支え合い活動として、下表のような取り組みがある。事例の紹介や行政・社協の支援を行い、地区の状況にあった取り組みを進めていく。

町内事例（例示）	行政・社協の支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政区での地区連絡会の立ち上げ（自主防災会）</li> <li>• 関係機関の連絡会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政区長等のキーパーソンへの協力要請</li> <li>• 行政区での福祉座談会の開催</li> <li>• 各種啓発・広報活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• シルバーヘルパーの、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動</li> <li>• 光ネット高齢者見守りサービス</li> <li>• 福祉協力員・防災員（横町地区）</li> <li>• 防災見守りマップ作成（横町、南在、津留、草部北部・草部南部地区で実施）</li> <li>• 児童の登下校見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難行動要支援者実態調査実施</li> <li>• 「防災見守りマップ」作成を通して、駐在員・民生委員・シルバーヘルパー・地区主要役員等による、見守り対象者の確認</li> <li>• 発達障がい、高次脳機能障がい、統合失調症、精神うつ状態等に関する理解促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15か所で実施（24年度）</li> <li>• 子育てサロン 月2回</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サロンボランティア養成講座の開催</li> <li>• サロン事例の紹介</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老人クラブ活動</li> <li>• 朋遊館、色見総合センター拠点在宅福祉事業</li> <li>• コミュニティセンターの開設計画</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「地域の縁がわ」事例・制度の紹介</li> <li>• 交流活動に必要な備品の貸出しリストの作成と貸出し</li> <li>• わくわく土曜日、わんぱく寺子屋助成</li> </ul>
<p>（計画中）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護支援サポーター養成事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消火訓練</li> <li>• 河原、尾下、野尻、草部南部地区、草部北部地区、横町区</li> <li>• 防犯パトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自主防災の組織化</li> <li>• 防災見守りマップの作成支援</li> <li>• 防災訓練の支援</li> <li>• 自主防災組織の立ち上げ支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護2次予防事業</li> <li>• 軽度認知症予防教室</li> <li>• コミュニティスクール設置</li> <li>• 高森総合型スポーツクラブ</li> <li>• 福祉教育コミュニティスクール活動団体構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出前講座</li> <li>• AED・心肺蘇生法等の講習（依頼）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高森じかん</li> <li>• コミュニティ助成</li> <li>• 共生の地域づくり助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事例の検証、先進事例の紹介、研修</li> </ul>

## ●連携による新しいサービスに関して

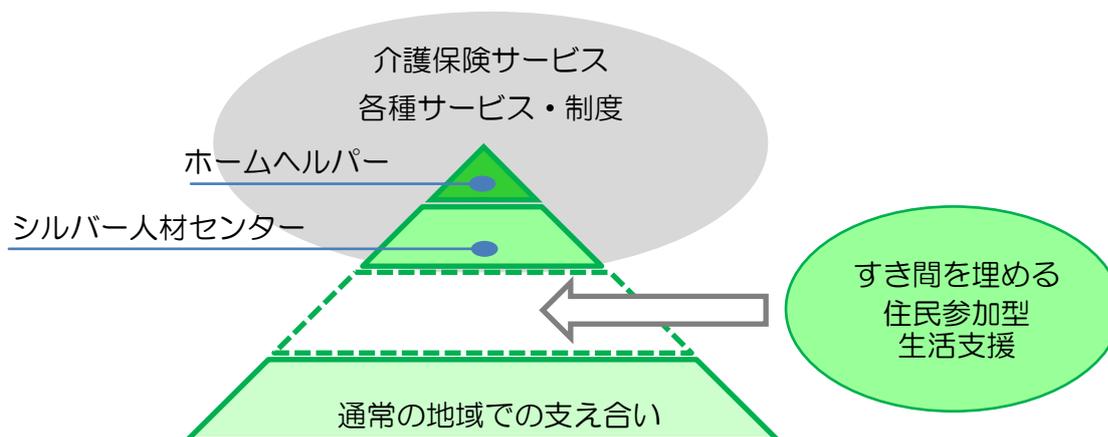
### ●住民参加型生活支援（多様な支え合いの仕組み検討）

#### ・目的

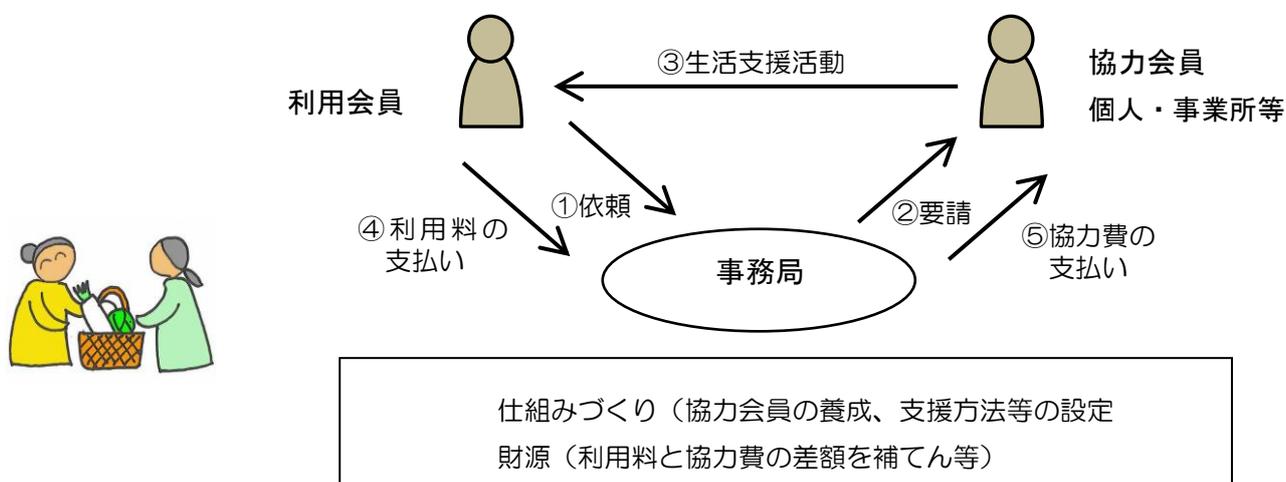
ご近所での通常の支え合いや専門的な介護保険サービスなどの間で、外出やちょっとした家事支援などが求められている。

無償のボランティアに加え、過度な「お返し」や「気兼ね」などのない生活支援も、今後必要となってくることが考えられる。

そのような仕組みの検討を行う。また、そのことで高齢ではあるが元気な人、地域で役割を発揮したいなどの人材の活躍につなげる。



平成27年度から介護保険法の改正により、生活支援サービスコーディネーターを配置することとなり、それと連携した仕組みづくりを検討する。



・そのための人材の育成

平成25年度から行っている介護サポーター養成講座をもとに今後の推進を図る。



平成26年度養成講座

26年度養成講座の様子

	講義内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講式</li> <li>・高森町の介護保険の状況及び生活支援・介護支援サポーターについて</li> <li>・高森町地域包括支援センターについて</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座「高齢者の体と介助について」</li> <li>・グループ討議「地域の中でお年寄りが安心して生活していただくためには」</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「高齢者の心と体について」</li> <li>・実技「高齢者疑似体験と介護技術について」</li> </ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命講習</li> </ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座「高齢者が気をつけたい病気と栄養」</li> </ul>
第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座「高齢者の心理と認知症について」</li> </ul>
第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察研修（福岡市、北九州市）</li> </ul>
第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・討論会「地域ケアを考える～高齢者支援の取り組みについて～」</li> <li>・グループ討議「自分達でできること」</li> </ul>
第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター活動の基礎指針づくり</li> <li>・閉講式及び修了証授与式</li> </ul>

策定委員会での意見

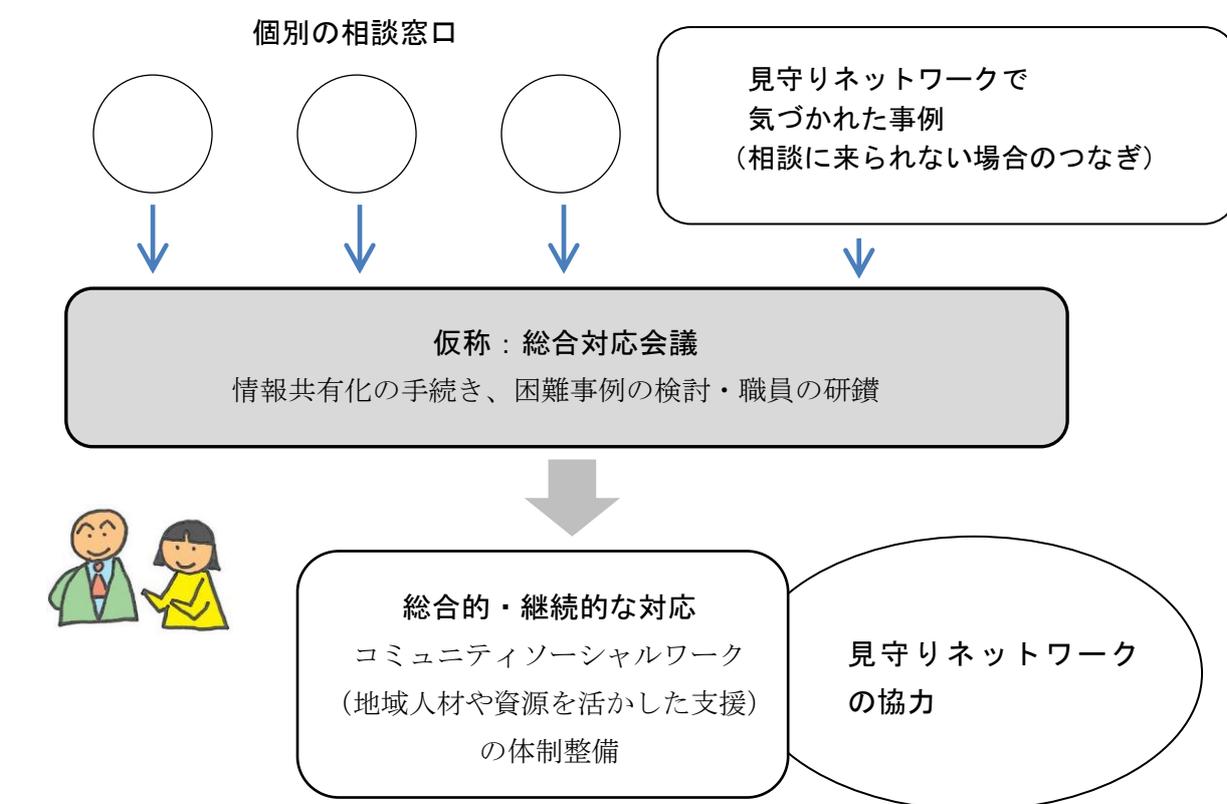
すき間を埋める住民参加型支援、とりわけ生活支援サービスコーディネーターがこれから重要になってくると思います。そういう人の養成をいち早く始められればよいと思います。

行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型生活支援サービス自体の仕組みの検討</li> <li>・設置予定の生活支援コーディネーターとの調整</li> <li>・養成講座の工夫と人材の活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用と協力の仲介事務局担当</li> <li>・各地区での検討の支援</li> <li>・養成講座への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアとの連携</li> </ul>

## ●関係機関の一層の連携によるセーフティネットに関して

### ●障がいや生活困窮等の複合的課題に対する総合相談・総合対応

複合的な生活課題を抱える世帯への総合的な対応の充実を進める。  
行政・社協、関係機関等で情報を共有し総合的な対応にあたる。  
また、地域の見守りネットワークをもとに、地域でできる支援につなげる。



#### 策定委員会での意見

生活困窮者は制度の狭間にあり、生活費などの金銭的な問題だけでなく、生活環境や仕事の待遇など様々な問題が話を聞くと出て来ます。総合相談窓口を設置し、そこから各種専門課や機関につなげるワンストップの体制を作る。

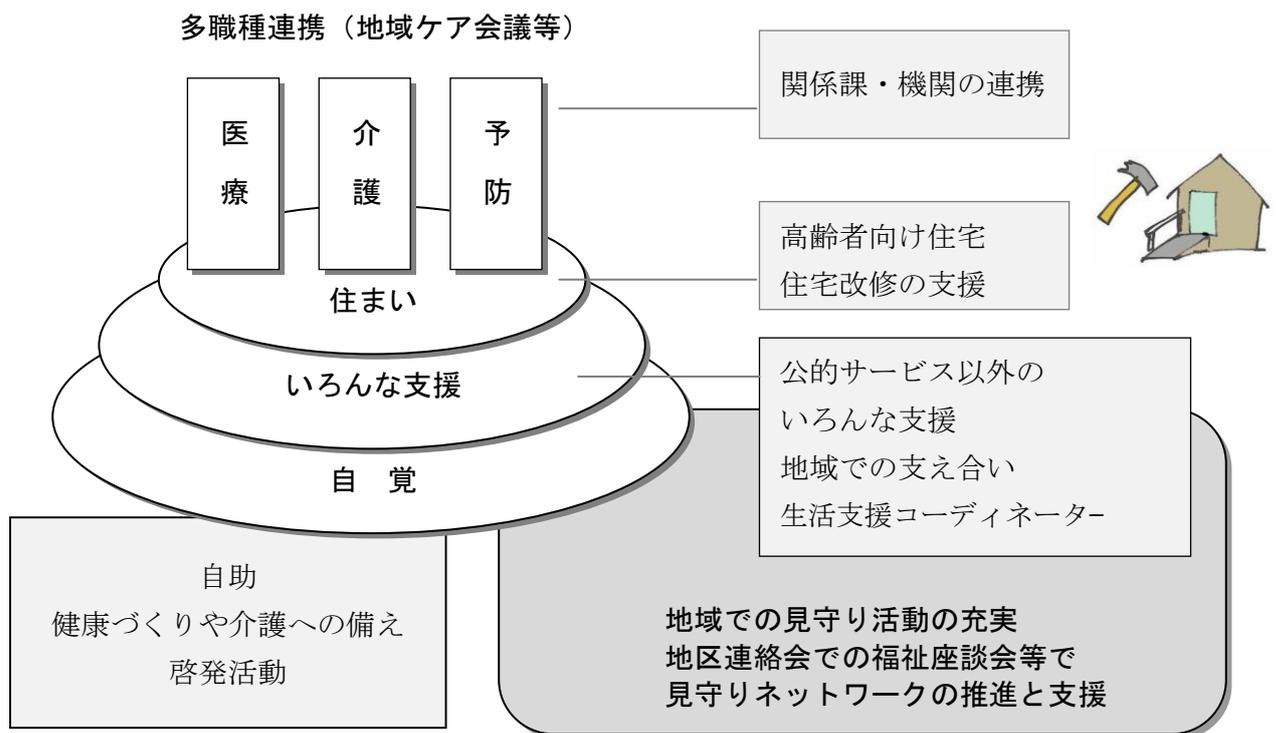
行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種窓口での情報共有にする調整</li> <li>総合相談対応会議の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等の協力を得てのコミュニティソーシャルワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携した取り組み</li> </ul>

●地域包括ケアへの地域福祉としての貢献

医療・介護・予防等が連携して在宅での切れ目のない介護を進めるため、地域包括ケアシステムの充実が目標として国の施策に位置づけられている。

町のいろいろな資源や人材の連携活用が一層必要とされる。

地域福祉としても、見守り活動や多様な地域支え合い活動の推進などに役割を果たしていく。



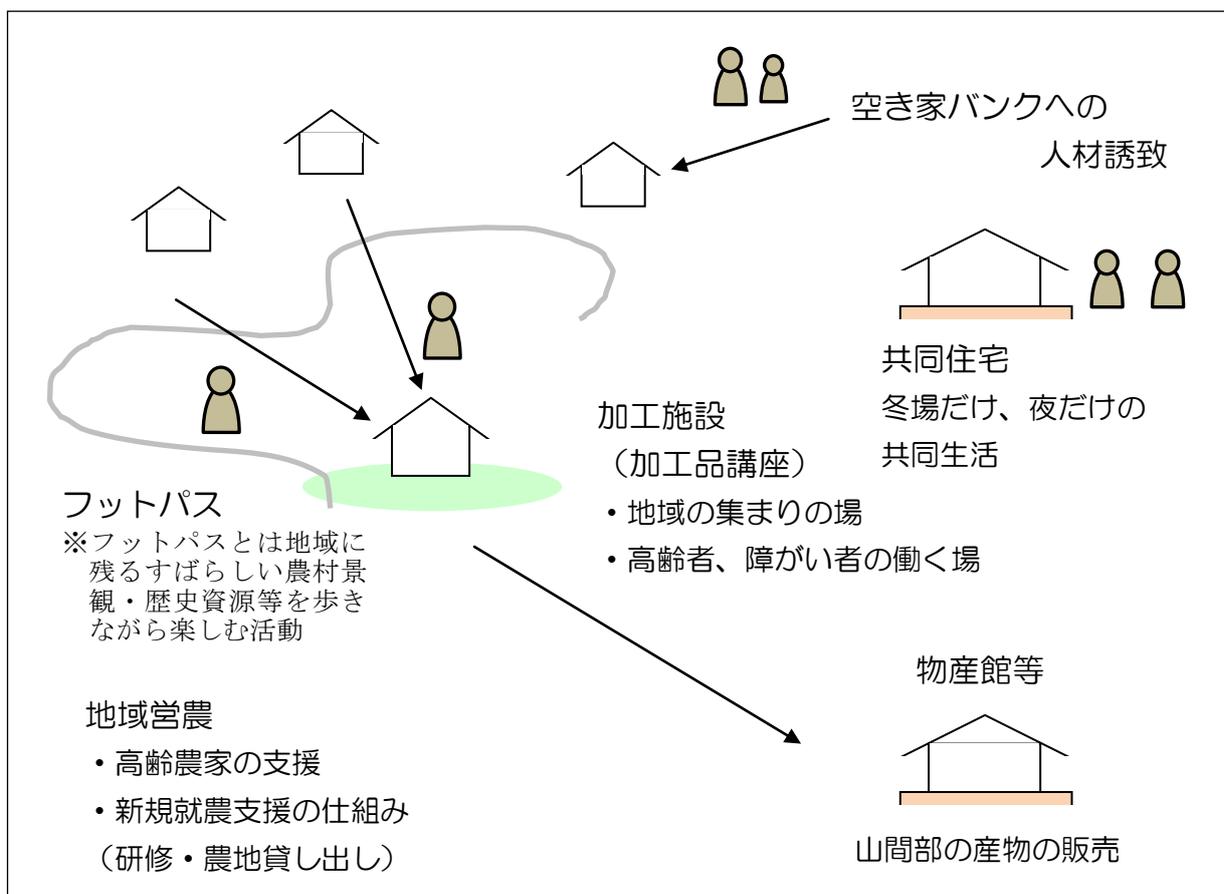
行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・予防の連携 (地域包括支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支え合いの工夫へとつなげる情報提供等の支援</li> <li>地域のコミュニティ活動での見守りネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや介護予防の啓発</li> <li>住民参加型生活支援サービスによる支え合いの幅を広げる</li> </ul>

## ●生活基盤の充実に関して

### ●山間部等での生活支援と活性化

人口減少、高齢化が進んでいる草部、野尻地区など山間部での地域活力を高めることと基本的な生活利便性の維持が必要となっている。

利用可能な空き家へのIターン・Jターン等の人材の受け入れや高齢者の作った農林産物を集め加工し、町内のスーパーや物産館で販売するなど、地域の高齢者等の活力をいかす取り組みを検討していく。



#### 策定委員会での意見

農業団体としては、営農を通じて生きがい活動に取り組んでいければと考えております。高齢者農家のお手伝いなどで、野菜を作り販売することで年金以外の収入を得て生活できるように応援したい。

行政の取り組み	社協の取り組み	両者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の調査 (Iターン等の促進)</li> <li>・加工講座の推進</li> <li>・新規就農の支援の仕組みづくり</li> <li>・フットパス等の観光振興との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の縁がわとなる交流活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携した取り組み</li> </ul>

## 第4章 計画の柱の展開

第3章で設定した計画の柱の展開項目ごとに取り組みをまとめる。

### 計画の展開項目（再掲）

計画の柱	計画の柱の展開項目
1. 人づくり・意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①啓発・広報</li> <li>②子どもの時からの福祉教育</li> <li>③生涯教育での福祉・健康づくり</li> <li>④ボランティア活動の推進</li> <li>⑤災害ボランティアの育成</li> <li>⑥関係団体との連携（連絡会の開催）</li> </ul>
2. 地域住民による地域支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各地区連絡会の立ち上げと支援</li> <li>②防災見守りマップ作成</li> <li>③福祉座談会の開催</li> <li>④見守りネットワークの推進</li> <li>⑤サロンの推進</li> <li>⑥地域での防災・防犯</li> </ul>
3. 連携による新しいサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ファミリーサポートセンター</li> <li>②介護支援サポーター</li> <li>③住民参加型生活支援</li> <li>④地域子育て支援</li> <li>⑤障がい者（児）地域共生</li> <li>⑥地域での認知症対応</li> </ul>
4. 関係機関の一層の連携によるセーフティーネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合相談・総合対応</li> <li>②地域包括ケアへの地域福祉としての貢献</li> <li>③権利擁護の推進</li> <li>④災害時要援護支援</li> <li>⑤災害ボランティアセンター</li> <li>⑥地域福祉推進委員会の設置</li> </ul>
5. 生活基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の縁がわとなる拠点機能の充実</li> <li>②移動手段・買い物等の利便性確保</li> <li>③バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</li> <li>④住宅改修</li> <li>⑤福祉コミュニティビジネス事業</li> <li>⑥福祉資源の充実、高齢者住宅の建設</li> </ul>

項 目		課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
1. 人づくり・意識づくり	①啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助・公助で「誰もが安心充実した暮らし」を進める地域福祉についての理解をより多くの人に広げていく必要がある。</li> <li>・全町的な取り組みとして地域福祉を進めていくための広報と理解促進を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ等で広報</li> <li>・各種会合等で折に触れ地域福祉の啓発、情報提供</li> <li>・TPC（たかもりポイントチャンネル）での広報活動</li> <li>・地域包括ケアの根幹となる自助・共助の住民意識・自立の意識付け（包括）</li> <li>・駐在囑託員会議等での地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の配付・情報提供</li> </ul>
	②子どもの時から福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高校での体験学習やワークキャンプの福祉教育を実施。</li> <li>・総合学習（高森ふるさと学）の一環として、田植えや酵素作りなどの体験や、地域住民をゲストティーチャーとして招いたり、地域の祭りに参加するなどの地域活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合学習・人権学習のなかで地域福祉の啓発</li> <li>・各学校での毎年度認知症サポーター養成講座</li> <li>・学校、コミュニティスクール団体等との連携</li> <li>・ボランティア連絡協議会との連携</li> <li>・防災、防犯対策体験学習の実施</li> </ul>
	③生涯教育での福祉・健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進行する中、高齢者がいきいきとした生活を送り、かつ介護保険認定者の増加及び保険料や給付費の負担を軽減していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防、健康づくりに関する学習会開催推進（友遊クラブ）</li> <li>・社会福祉協議会及び老人クラブとの連携</li> <li>・介護保険年齢到達時（65歳）説明会</li> </ul>
	④ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・36 団体にボランティア協議会を構成。</li> <li>・住民、団体、事業所によるボランティア活動が積極的に参加できる環境・基盤整備が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する啓発・広報</li> <li>・ポイント制度住民参加型企画</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の作成</li> <li>各地区連絡会での地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の配付・情報提供</li> <li>ホームページ等による情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉協力団体の活動パンフレットの周知・情報提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが地域包括の担い手である意識づくり</li> <li>駐在嘱託員、民生委員児童委員による情報提供</li> <li>福祉協力員、防災員による周知活動</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、教育委員会等との連携</li> <li>ボランティア協力校の支援（ゲストティーチャー支援）</li> <li>ボランティア連絡協議会と連携したワークキャンプ等の実施（福祉教育体験学習）</li> <li>コミュニティスクール団体との連携による企画と事業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア体験、職場体験の受け入れ</li> <li>体験学習、交流事業の企画と参加</li> <li>学校、PTAとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での子どもと地域住民の世代間交流事業</li> <li>ゲストティーチャーとしての参加</li> </ul>	平成28年度から事業実施（教育委員会と連携）
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区連絡会と連携した企画推進</li> <li>老人クラブとの連携 サロン活動 会員加入に促進に向けた研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ連合会での企画事業推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助についての自覚</li> <li>老人クラブ等の加入促進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>人材発掘と育成支援によるボランティアセンター運営強化</li> <li>ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画実施</li> <li>サロンボランティアリーダー研修会を年1回以上開催（ボランティア協会）</li> <li>防災、防犯対策体験学習の実施</li> <li>シルバーヘルパー養成講座実施（全体研修の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動への参加と呼びかけ</li> <li>各研修会への受講、企画参加</li> <li>養成、研修の受け入れ</li> <li>ボラ連会員間の交流と情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に関係なく趣味や特技をいかしたボランティア活動</li> <li>各種ボランティア養成講座受講</li> <li>ボランティアへの登録と活動</li> <li>活動参加の声掛け</li> </ul>	中間期までに事業実施

項 目	課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
1. 意識づくり・人づくり (つづき)	⑤ 災害ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• あらゆる災害発生時に対応するため、人材の養成と発掘を行い、その人材を十分にいかすため、企画・参画を実施する。</li> </ul>
	⑥ 関係団体との連携 (連絡会開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会福祉協議会と連携した活動 災害ボランティア養成講座の実施 児童生徒の防災防犯体験学習の実施 災害ボランティアセンター設置訓練要請 避難所でのボランティア対策の検討</li> <li>• 各種団体との顔の見える関係づくりを進めていく</li> <li>• 阿蘇やまびこネットワーク連絡会関係団体との連携</li> </ul>
2. 地域住民による地域支え合いの推進	① 各地区連絡会の立ち上げと支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成25年度より、行政区単位の於いて座談会を開催。連絡会(自主防災を取り入れる)設立推進。平成26年度末：12地区(17行政区)で設立。</li> <li>• 地域福祉を展開するため、地域組織は重要。今後、全地域の組織構築を目指す。</li> </ul>
	② 防災見守りマップ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成26年度に草部北部・南部地区、南在区、津留(高森)地区、河原地区で作成。</li> <li>• 今後、各地区での作成を進めるとともに築かれた情報を活かし、防災と防犯を含めた地域での支え合い活動につなげていく。</li> </ul>
	③ 福祉座談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成25年度に津留(野尻)、横町で地域の困りごとや困りごと解決課題等に関する座談会をワークショップ形式で開催し、地区の状況によるが横町では見守り活動や防災活動等につながっている。</li> <li>• 地区連絡会の立ち上げや地域で福祉に取り組むきっかけづくりとして取り組む。</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティア養成講座実施</li> <li>・災害ボランティアセンター設置訓練</li> <li>・避難所でのボランティア受け入れ対策の検討、育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置訓練、体験学習の協力・参加と呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座受講</li> <li>・受講後の登録</li> <li>・訓練への参加</li> </ul>	<p>中間期までに事業実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇やまびこネットワーク連絡会を年1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な事業所・機関への相談</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主的な防災・防犯の見守り体制の構築するため、行政と連携し実施</li> <li>・関係機関と連携した連絡会の活動支援</li> <li>・連絡会への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会との連携、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会の立ち上げ</li> <li>・地区課題と解決策の話し合い</li> <li>・周辺機関との連携</li> <li>・連絡会活動への参画</li> <li>・各組における協力員体制の設置</li> </ul>	<p>全地区での設立</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災見守りマップ作成の支援</li> <li>・マップをもとにした地区での見守り活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者見守りネットワークの協力（事業所）</li> <li>・避難行動要支援者支援（消防団等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動への参加</li> <li>・避難行動要支援者への登録</li> <li>・避難支援への参加</li> <li>・気づかれた課題を専門機関につなぐ</li> </ul>	<p>全連絡会で作成</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡会定期開催の予定表を作成し情報提供を実施</li> <li>・地区の課題等を協議し、解決策や専門機関とのつなぎを図る</li> <li>・専門機関と連携を強化し協働とした企画の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連絡会との連携、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座談会への参加</li> <li>・地区の現状を知り、課題・解決策を住民と協議する</li> </ul>	<p>全連絡会で開催</p>

項 目		課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
2. 地域住民による地域支え合いの推進（つづき）	④見守りネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の孤立死の急増、子どもの虐待、悪徳商法や詐欺被害等が発生している。</li> <li>・地域支え合いの基本として近隣での見守り活動を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア啓発・取り組みの広報を行い地域住民や町全体でのネットワークを作る</li> <li>・介護サポーター連絡会立ち上げ支援</li> <li>・地区連絡会役員との連携を強化し、研修会等の開催</li> <li>・地区での見守りに関する協力員の設置（福祉協力員、防災員等）</li> <li>・民生委員、駐在囑託員、協力員の連携強化の支援</li> <li>・関係機関と連携、関係機関と見守り協力者とのつなぎを実施</li> </ul>
	⑤サロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域：9 か所 広域：2 か所で開催。</li> <li>・出会いの場、仲間・交流の場づくりとして広く展開し、徐々に構築の実現を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや介護予防にとってサロンの有効さの啓発</li> <li>・サロンの立ち上げ支援</li> <li>・現在、包括看護師を派遣し健康指導を行っている</li> <li>・サロン運営の人材育成事業</li> <li>・コミュニティセンターでのワンストップ型の交流施設の整備検討</li> </ul>
	⑥地域の防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災福祉マップ作成による平時の防災意識向から訓練、自主防災の組織化を支援する。とくに見守り活動（防犯）と一体的に進める。</li> <li>・犯罪の防止のため、駐在囑託員・民生委員児童委員と連携した協力員（福祉協力員・防災員等）を各地区に設置する必要がある。</li> <li>・安心安全パトロール隊員（青色パトロール）の確保が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の支援</li> <li>・防災訓練等の支援</li> <li>・防災無線による子どもの見守り呼びかけ</li> <li>・安心安全パトロール隊（青色パトロール）による巡回パトロール</li> <li>・防犯街路灯の設置及び補助</li> <li>・見守り組織の発足支援</li> <li>・見守り実施団体への情報提供</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区連絡会役員との連携を強化し、子ども・高齢者・障がい者（児）の安心安全研修会等の実施</li> <li>• 地区協力員の設置（福祉協力員、防災員等）</li> <li>• 民生委員、駐在嘱託員、協力員の連携強化の支援</li> <li>• 見守り実施団体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 阿蘇やまびこネットワーク協力団体の活動を広く展開</li> <li>• 近隣へ声かけ依頼</li> <li>• 防犯パトロールの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 連絡会（自主防災会）での活動取り組み実践</li> <li>• あいさつ運動</li> <li>• 回覧板の手渡し</li> <li>• 地域での防犯パトロール実施</li> </ul>	<p>地区協力員を中間期までに設置</p> <p>中間期再検証実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出会いの場、仲間・交流の場づくりとしてサロン活動の推進</li> <li>• 支えあい・助け合いの意識付け</li> <li>• 連絡会との連携による開催方針を推進</li> <li>• 地区連絡会による世代間交流事業の支援</li> <li>• サロンボランティアリーダー研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所の専門職員によるサロンでの福祉に関する講座等の実施</li> <li>• サロンの紹介と勧奨</li> <li>• 施設送迎時に安心安全パトロールの実施等への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サロンの立ち上げ・運営</li> <li>• サロンへの参加</li> <li>• 世代間交流を実践することによる新たな地域活動</li> </ul>	<p>全地区実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防災福祉マップの作成支援</li> <li>• 見守り活動（防犯）等へつなぐ取り組みの支援</li> <li>• 連絡会での世帯台帳整備促進</li> <li>• 防災・防犯対策について、関係機関と連携による支援実施</li> <li>• 避難場所の情報提供と避難経路支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所周辺住民と協働した防災対策</li> <li>• 対象者において災害時の対応確認と対象者の意識確認</li> <li>• 災害時の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 積極的な自主防災組織の立ち上げや防災訓練参加</li> <li>• 非常用持出品の用意</li> <li>• 防災福祉マップの定期的な更新</li> <li>• 避難行動要支援者の情報把握と情報共有（駐在嘱託員と民生委員児童委員）</li> <li>• 避難場所と避難体制の確認</li> </ul>	<p>全地区実施</p>

項 目		課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
3. 連携による新しいサービス	①ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援計画、次世代育成支援行動計画に掲げている事業であり、相互援助活動のニーズ調査をする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターでの子育て支援の推進</li> <li>コミュニティセンター建設とあわせてファミリーサポート事業の設立検討</li> </ul>
	②介護支援サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援・介護サポーター養成講座を平成25年度から行っている。</li> <li>今後は、実働として活躍できる機会・場の提供等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に実働できる体制を整備</li> <li>生活支援・介護サポーターの広報、住民周知等参加意識を挙げる</li> <li>養成講座の継続と人材活用内容の検討</li> </ul>
	③住民参加型生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な支え合い活動の一環として仕組みづくりが望まれる。</li> <li>団体・関係機関と連携し、有償やポイント制度を取り入れた活動も検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント制度の導入検討</li> <li>ボランティア団体との連携</li> </ul>
	④地域子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で子どもをはぐくみ育てる意識や活動の推進。</li> <li>子ども・子育て支援及び次世代育成支援の対策を推進することにより、子ども・子育て支援計画、次世代育成支援行動計画に添った活動を展開する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに地域がより関わることによる子育ての楽しさの啓発、仕組みの工夫</li> <li>各種事業での地域住民の協力要請</li> <li>母子保健推進員と民生児童委員の連携</li> </ul>
	⑤障がい者（児）地域共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいへの理解をもとに、障がい者（児）の住みよい環境を整備する必要がある。</li> <li>高森町障がい福祉計画の基本方針を推進するとともに、地域共生の支え合う体制の整備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいへの理解の啓発</li> <li>障がいがあっても地域で生活できるよう地域での受け入れの推進</li> <li>地域包括システムによる障がい者（児）の包括的な支援体制整備の構築</li> <li>就労支援の活発な取り組みと周知</li> <li>身体障がい者福祉協会、精神障がい者家族の会の活動支援及び情報提供</li> <li>福祉施設との連携による事業の展開、支援</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター建設と連携した事業受託の検討</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用会員、協力会員登録</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座および活躍の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サポーター等の地域人材の活躍機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援サポーター養成講座の受講</li> <li>・サポーターとしての活動</li> </ul>	<p>中間期までに体制整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会等を通じた住民参加型ポイント制度に関するニーズ調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員登録と参加</li> </ul>	<p>中間期までに体制整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サロン等での高齢者や地域住民と保護者や子どもとの交流支援</li> <li>・子育てサロンの実施・情報提供</li> <li>・コミュニティセンター建設と連携した地域子育て支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所間、学校との連携による教育・見守りの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での子ども達との交流活動</li> <li>・登下校、下校後の防犯対策の工夫</li> <li>・子どもへの声かけ運動</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者福祉協会の活動支援・情報提供</li> <li>・精神障がい者家族の会の活動支援・情報提供</li> <li>・福祉施設との連携による交流事業の展開</li> <li>・住民座談会等での障がい者への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体との連携による事業の実施・情報提供</li> <li>・行事等とおした障がい関連施設での地域住民との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに対する理解を深める</li> </ul>	

項 目		課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
3. 連携による新しいサービス(つづき)	⑥地域での認知症対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度時点で認知症の症状のある人は327人となり、65歳以上人口の13.5%となっている。また、年々多くなってきている。</li> <li>NPO法人、介護予防事業所、認知症の縁側事業の立ち上げなど資源の開発支援が望まれる。</li> <li>認知症への理解啓発による認知症の人を支える地域づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に関する正しい理解や相談等の啓発</li> <li>認知症に関わる関係機関・団体の連携による認知症の人を地域で支える仕組みづくり</li> <li>認知症サポーター養成講座の定期的開催</li> <li>事業所、店舗等への認知症の症状のある人への支援の周知</li> <li>サポーター受講者登録制実施及び定期的な研修</li> </ul>
4. 関係機関の一層の連携によるセーフティネット	①総合相談・総合対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮等複合的課題への対応が必要になっている。</li> <li>心配ごと総合相談所の充実を図る。</li> <li>行政職員や事業所職員のレベルアップ接遇、住民意識の立場での対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の相談を必要に応じ総合相談につなげる</li> </ul>
	②地域包括ケアへの地域福祉としての貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた地域で安定して生活して頂くために福祉、医療、介護、地域住民が連携した取り組みが必要であり、そのためには地域ケア会議が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・近助・協助・公助の関係が必要であり、地域ケア会議の開催</li> <li>小地域に出向き地域包括ケアの啓発・広報の実施</li> <li>自助、公助、共助の体制づくりに向けた協議</li> <li>社会福祉協議会と連携した地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉座談会での認知症の啓発、地域で認知症の人を支える仕組みづくりの支援</li> <li>• 見守りネットワークのなかで認知症のある人の見守り活動等の支援</li> <li>• 阿蘇やまびこネットワーク協力団体との連携強化</li> <li>• 行政と連携した認知症サポーター養成講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症キャラバンメイト等の協力</li> <li>• 一般事業所での認知症サポーター講座受講</li> <li>• 家族への相談助言</li> <li>• 必要なサービスの紹介</li> <li>• 受診勧奨</li> <li>• 周辺・関係者への協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症への理解</li> <li>• 認知症の人の地域での見守りや声かけ</li> <li>• 養成講座受講</li> <li>• 地区連絡会での活動</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉サービス・制度周知</li> <li>• 地域に密着した情報発信、相談窓口の拠点づくり実現</li> <li>• 生活困窮者対策の体制づくりの構築及び早期対応</li> <li>• 生活福祉資金貸付制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ニーズの早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区連絡会等による地域の環境づくり</li> </ul>	中間期までに整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>• あらゆる問題・課題に対応した、自・公・共助の体制づくりに向けた協議実施</li> <li>• 行政と連携した地域包括ケアシステムの構築と定期会議実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同協議、参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共助の体制づくりに参加・連携</li> </ul>	中間期までに整備

項 目		課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
4. 関係機関の一層の連携によるセーフティネット（つづき）	③権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪徳商法被害防止・虐待等権利擁護に対する啓発と地域での見守り体制の介入が十分に出来ていない。</li> <li>権利擁護の意味の理解を含めた住民への情報周知が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護に関する相談に対し必要に応じて関係機関との連携</li> <li>居宅介護支援事業所、障がい福祉施設への周知及び連携</li> </ul>
	④災害時要援護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回、避難行動要支援者実態調査実施（住民福祉課、総務課、社協、民生委員共同）。</li> <li>民生委員、児童委員、シルバーヘルパー、地域協力員による要援護世帯訪問活動実施。</li> <li>自主防災組織の充実を進め、平時・緊急時・災害時対策に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災見守りマップ作成をとおして地域でも要援護者情報を共有し、避難支援につなげていく</li> <li>駐在嘱託員、民生児童委員及び自主防災組織との情報共有と連携</li> <li>福祉関連事業所との福祉避難所に関する連携</li> </ul>
	⑤災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンター開設には、平時からセンター運営を担い支える人材の養成が重要。</li> <li>阿蘇ブロック社協連合会と協働とした人材育成を実施。また、災害対策本部と連携したセンター強化と災害ボランティア支援ネットワークづくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンターの設置</li> <li>災害ボランティアセンター設置訓練の実施依頼</li> <li>災害ボランティアセンター運営に係る事前準備の検討</li> <li>避難所へのボランティア要請</li> </ul>
	⑥地域福祉推進委員会（仮）の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉プランの検証や施策の検証・調整をする全庁的な委員会の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民福祉、健康推進、総務、政策推進（まちづくり）課、教育委員会、社協を中心とした地域福祉推進委員会を設置し、各種連絡調整を行う</li> </ul>

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護事業の実施</li> <li>制度についての情報発信</li> <li>地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉施設との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人制度の説明</li> <li>関係機関への相談・連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の理解と活用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との連携による情報強化、課題等の対策を図る</li> <li>地区連絡会（自主防災会）活動の支援を実施</li> <li>防災訓練、福祉避難所と連携した訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所としての役割発揮</li> <li>災害時の安否確認対応</li> <li>災害時の対応、避難等確認及び対象者の意識確認、助言</li> <li>在宅での医療機器利用者に対するの早期対応の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別計画の作成</li> <li>防災訓練実施</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンター設置訓練の実施</li> <li>災害ボランティアセンター運営に係る事前準備の検討</li> <li>ボランティア受け入れ体制整備</li> <li>阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携</li> <li>避難所のボランティア斡旋</li> <li>ボランティアスタッフ人材育成と確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練の参加</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養成講座の受講</li> <li>訓練への参加</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>推進委員会への参加</li> </ul>	/	/	<p>平成 27 年度に設置</p>

項 目	課題と基本的な考え	行政の主な取り組み
①地域の縁がわとなる拠点機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間地域(朋遊館を拠点)の高齢者等を対象とした、ミニデイ事業を実施。</li> <li>小地域に縁がわとなる拠点を作っていく事が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存公共施設の縁がわ的機能の検討・空き家の実態調査と活用方法の検討</li> <li>ワンストップ型施設整備検討</li> </ul>
②移動手段・買い物等の利便性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らし高齢に限らず全ての町民が買い物できるようなシステムづくりが必要。</li> <li>生活支援サポーターの活動により高齢者の要望に応じた支援の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援事業（軽度生活支援・外出支援サービス）</li> <li>買い物支援サービスの検討</li> <li>町民バス、乗り合いタクシーの情報提供及び制度周知</li> </ul>
③バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>やさしい町づくりは、ハード面だけでなく、ソフト面の充実が必要。</li> <li>誰もが気軽に利用できるよう公共施設・公共空間のユニバーサルデザイン化を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、公共空間のユニバーサルデザインの推進</li> <li>空き家を利用したサロン事業や健康教室等の開催</li> <li>やさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進</li> </ul>
④住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者をはじめ住宅内での死亡事故は全国的に多く発生している。また、転倒等による健康状態の悪化も多い。</li> <li>高齢者の住む住宅は建築年次の古いものが多く、手すり設置や段差解消など住宅改修を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり設置、段差解消等の改修の有効性の啓発</li> <li>補助金の交付</li> <li>身体障がい者（児）及び高齢者等の住宅改修、改造における補助制度の周知</li> </ul>
⑤福祉コミュニティビジネス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者（児）をはじめ、地域住民が地域の農林産物や自然環境や歴史環境等の地域資源を活かし、経済活動につなげるコミュニティビジネスの立ち上げが必要になっている。</li> <li>地域活性化とあわせ高齢者等の活躍を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興、地域づくりと関連した高齢者・障がい者（児）の活躍の機会・場づくりを検討</li> <li>空き家の実態調査と活用方法の検討</li> <li>産業振興、地域づくりと関連した高齢者・障がい者（児）の活躍の機会・場づくりを検討</li> <li>ワンストップ型施設からの事業展開について検討</li> </ul>
⑥福祉資源の充実、高齢者住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者と障がい者（児）が安心して地域生活を続けられるよう福祉資源の充実に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間部での生活支援ハウスや共同住宅等の設置検討（ニーズ調査等）</li> </ul>

5. 生活基盤の充実

社会福祉協議会の主な取り組み	事業所・団体等の役割	地域住民の役割	目標・特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>山間地域拠点事業の継続・拡大による地域拠点の縁がわ事業の推進</li> <li>地区連絡会での地域コミュニティ活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の施設を活用した地域の縁がわとなるスペースの提供</li> <li>スペースを活用した地域住民との交流等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区連絡会での様々な課題と地域コミュニティを協議する</li> </ul>	<p>中間期までに事業実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外出支援サービス実施 町内病院への通院サービス(健康推進課と連携)</li> <li>買い物支援サービスの検討 行政・事業所との協議 有償ボランティア等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況により外出支援サービスの情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会での地域課題と対策の話し合い</li> </ul>	<p>中間期までに事業推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を担う子どもたちへの学習講座の実施</li> <li>企業・事業所と連携したユニバーサルデザイン講座の企画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学の受け入れ</li> <li>ユニバーサルデザインに向けた参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの参画</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護認定者に対して転倒防止含め安全に生活する為必要な住宅改修、福祉用具等の提案・申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の実施</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区連絡会との連携による、地域のコミュニティ拠点活動づくりの実現</li> <li>行政と連携した情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の地域行事参加と、施設の特徴をいかした活動の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きがいきり(世代間交流)として、地域住民参加</li> <li>地域行事への積極的な参加と呼びかけ</li> <li>居住地域に関心を持つ</li> </ul>	<p>中間期までに事業推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>座談会等での各種ニーズの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じ有料老人ホーム等の設置</li> </ul>		



## 第5章 計画の進め方・評価

計画の進め方、評価の方法をまとめる。

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 計画の評価

# 1. 計画の推進体制

## ●合同事務局

町住民福祉課福祉係と社協地域福祉担当とで合同事務局とし、連携した企画立案を行う。

## ●検討委員会

合同事務局に関係課担当者を加えた検討委員会を策定時に設置している。策定後も必要に応じて連携した取り組みにあたる。

## ●地域福祉推進委員会（仮）

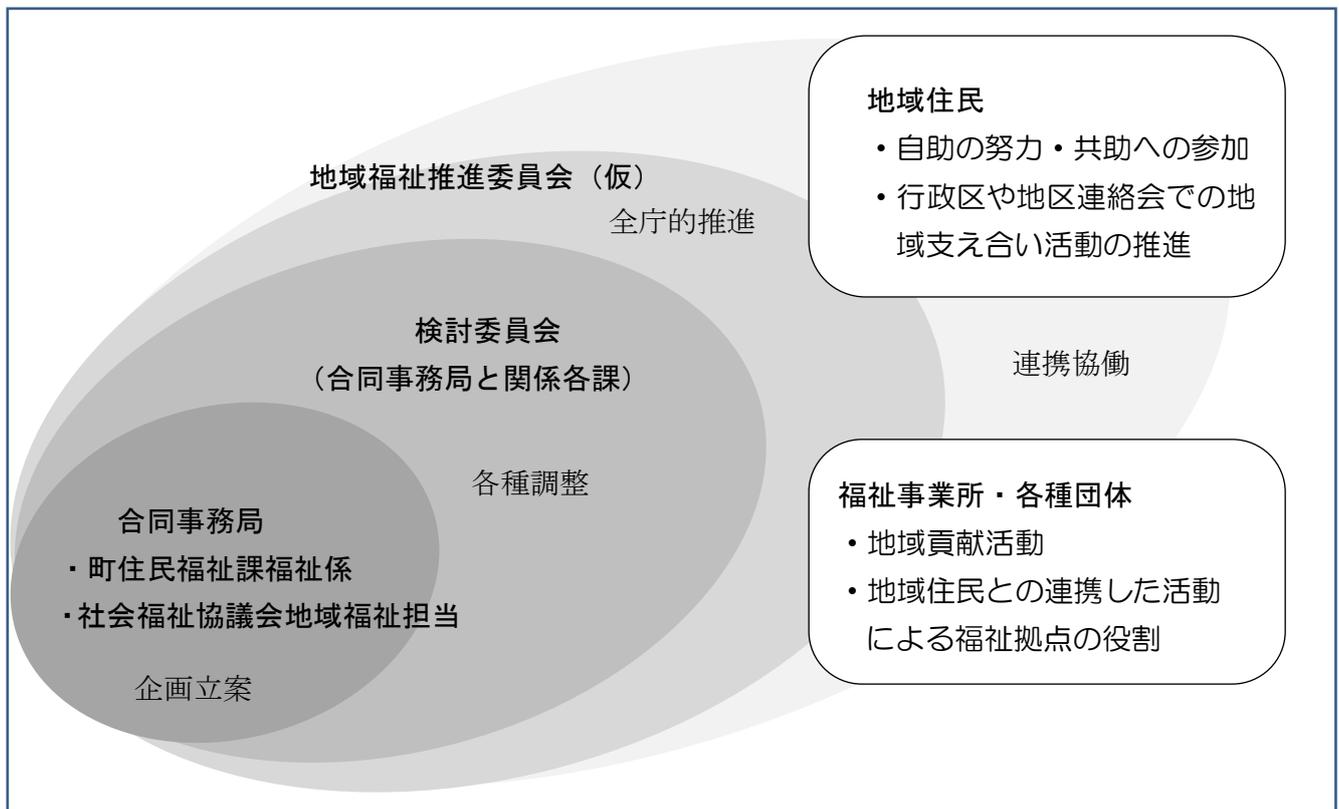
住民福祉課、健康推進課、総務課、政策推進課（まちづくり）、教育委員会、社会福祉協議会を中心に、全庁的な推進を担う。

## ●地域住民との協働

福祉座談会の開催、見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で協働。とくに、社会福祉協議会が担う福祉座談会で直接の地域とのつながりを進め、地区連絡会と密接に連携し、活動の支援を行う。

## ●福祉事業所や各種団体との協働

福祉事業所や各種団体とは情報交換を密にし、より一層の協働を進める。



## 2. 計画の進行管理

### ●策定委員会での中間年次での評価

策定委員会は計画策定時のみに開催していたが、計画の中間年次に開催し、計画の進捗状況について報告し、評価、計画への反映につなげる。

### ●計画の進捗管理・評価

数値で表せる取り組みについては数値を踏まえ進捗管理を行う。

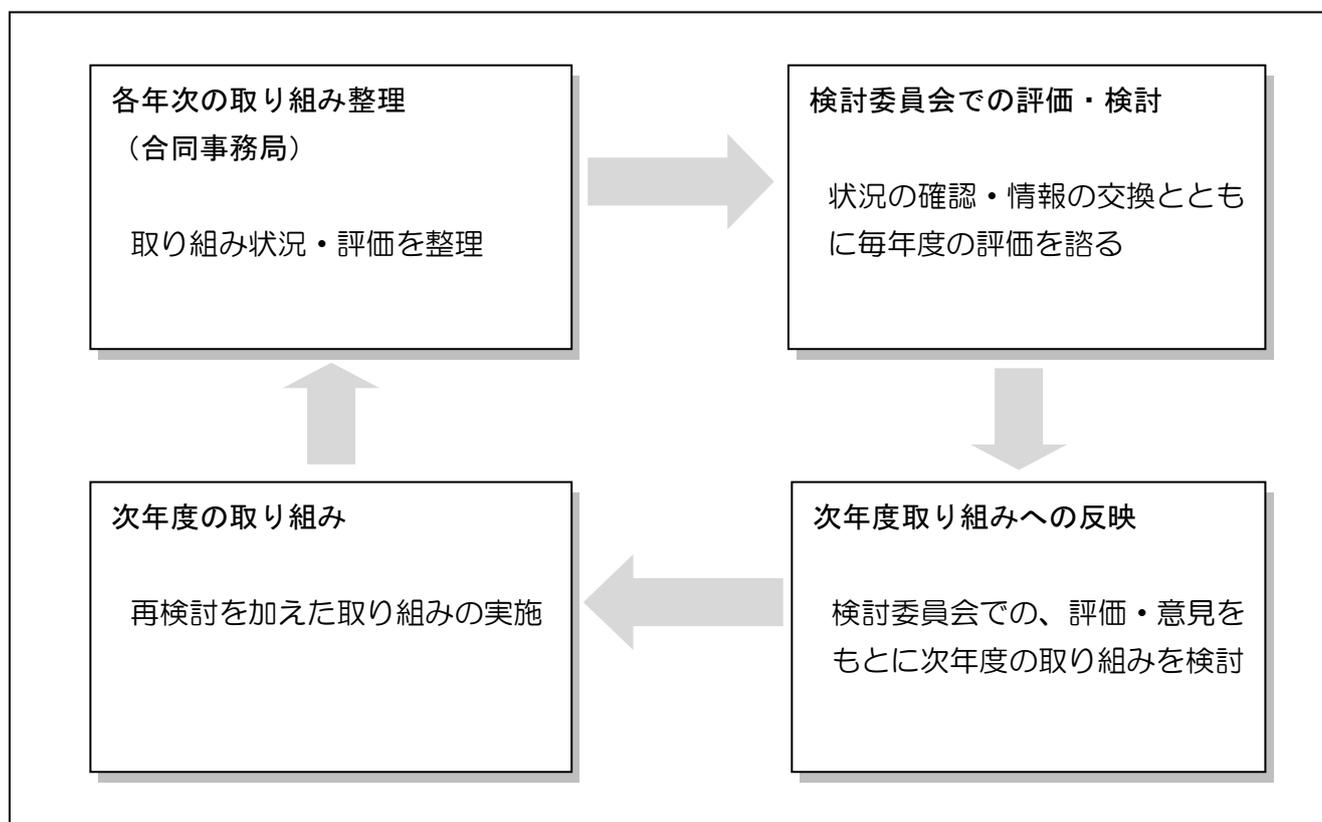
また、数値として表せない事項については、検討の経過状況を示し進捗状況の評価にあてる。



検討委員会



平成 26 年度策定委員会



### 3. 計画の評価

主要推進及び検討事項を中心に計画の柱ごとに、毎年度の取り組みを整理し、進捗状況の評価を行う。

区分			計画の柱	主要推進及び検討事項
主として自助			1. 人づくり・意識づくり	
			2. 地域住民による地域支え合いの推進	防災見守りマップから支え合い活動へ 地区連絡会活動の支援
主として共助			3. 連携による新しいサービス	住民参加型生活支援（多様な支え合いの 仕組み検討）
			4. 関係機関の一層の連携によるセーフティネット ※安全網、安全・安心のための 取り組み・仕組みのこと	生活困窮等複合課題への総合対応 地域包括ケアへの地域福祉としての貢献
主として公助			5. 生活基盤の充実	山間部等での生活支援と活性化

当該年度の取り組み	評価と次年度への反映

## 第2期 高森町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

番号	役職名	氏名	備考
1	高森町教育委員長	平田 ルリ子	
2	高森町議会文教厚生委員長	宇藤 康博	
3	高森町議会建設経済委員長	興 柁 壽一	
4	高森町社会教育委員長	山邊 健二	
5	平田医院長	平田 智美	
6	高森町消防団団長	吉良 嘉人	
7	高森町立小・中学校校長会代表	古庄 泰則	
8	障害者支援施設高森寮長	手島 清士	
9	特別養護老人ホーム梅香苑長	田代 元樹	
10	高森保育園長	後藤 益子	
11	高森幼稚園長	檜木野 晃滋	
12	JA阿蘇高森中央支所長	工藤 徳義	
13	高森町駐在嘱託員代表	荒牧 弘幸	
14	高森町民生委員児童委員協議会会長	今村 キワ子	
15	高森町老人クラブ連合会長	佐藤 徹	
16	高森町身体障害者福祉協会会長	瀬田 博	
17	高森町ボランティア連絡協議会会長	山村 將護	
18	高森町商工青年部長	村上 誠治	
19	高森町PTA連合会長	児玉 幸之助	
20	社会福祉法人高森町社会福祉協議会会長	廣木 富八	

(順不同・敬称略)

## 検討委員

番号	機 関 名	役 職 名
1	高森町役場総務課代表	総務係長
2	建設課代表	住宅係長
3	健康推進課代表	保健師
4	農林政策課代表	農地係長
5	住民福祉課代表	住民福祉課長補佐
6	政策推進課代表	政策係参事
7	教育委員会代表	学校教育係長
8	税務課代表	課 長
9	高森町社会福祉協議会代表	事務局長
10	高森町地域包括支援センター代表	社会福祉士・介護支援専門員
11	子育て支援関係代表	高森町子育て支援センター長
12	医療機関代表	阿蘇郡市医師会立南部ケアプランセンター管理者
13	障がい者関係代表	障害者支援施設高森寮 生活指導員

## 事 務 局

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	高森町役場住民福祉課長	阿 南 一 也	
2	課長補佐	丸 山 雄 平	
3	係 長	岩 下 雅 広	
4	係	荒 牧 茉 名	
5	係	紫 垣 香 子	
6	高森町社会福祉協議会事務局長	森 秀 喜	
7	福祉活動専門員	渡 辺 真 次	
8	主任主事	山 田 珠 美	
9	主 事	甲 斐 由 合	

---

## 第2期 高森町地域福祉プラン

地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成27年3月

策定 高森町・高森町社会福祉協議会  
協力 ひとちいき計画ネットワーク

---